

# 一推桜

- わかざくら -

平成 26 年度上半期財政状況の概要	p2 ~ 3
議会だより	p10 ~ 19
年末年始情報	p20 ~ 21
健康だより	p26 ~ 28
お知らせ (制度・催し・スポーツ)	p30 ~ 37
桜井市 PHOTO ニュース	p39

どれが一番甘いかなあ。  
第29回ウォーキングフェスティバル  
みかん狩りコースにて (大字穴師)

12 月号

平成26年/2014年

桜井市広報

No. 1246

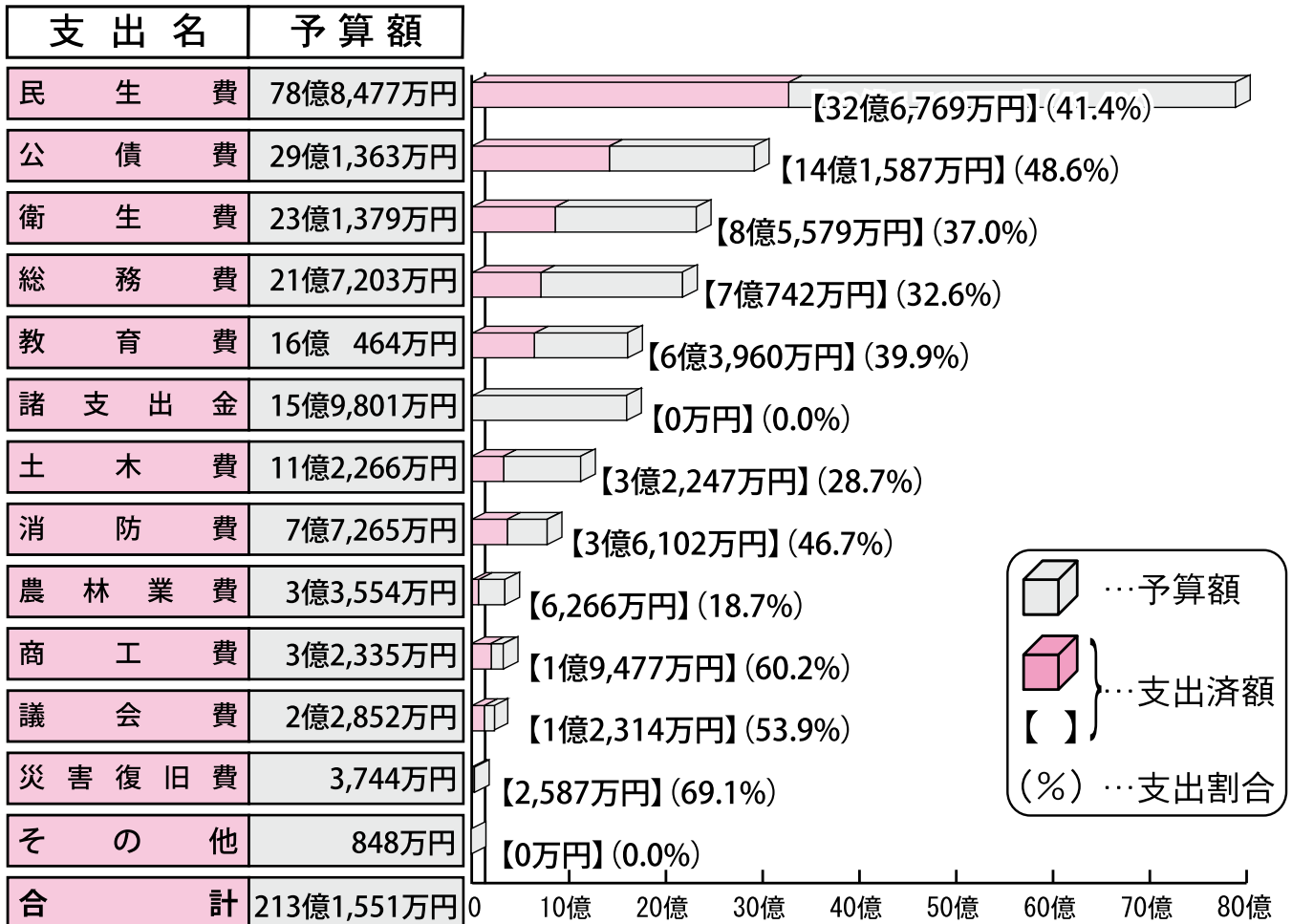
# 概要

市では、毎年「財政状況の公表」を行っています。今回は、平成26年度上半期（平成26年4月～9月）の予算の執行状況などについてお知らせします。

※表示単位未満は四捨五入していますので、値が合計等と異なる場合があります。【財政課】

## ◇◇◇◇◇◇◇◇ 一般会計 ◇◇◇◇◇◇◇◇

### 支出済額79億7,630万円 支出割合37.4%



## ◇◇◇◇◇◇◇◇ 特別会計 ◇◇◇◇◇◇◇◇

特定の事業を扱う特別会計の当初予算合計は143億8,299万円始まり、補正予算を加えて総額145億8,377万円となっています。以下ではそれぞれの会計の収入・支出の状況を表しています。

### 特別会計 上半期の収入支出状況

会計名	予算額	収入済額	支出済額
下水道事業	17億326万円	1億3,451万円	6億5,213万円
住宅新築資金等貸付金	1億1,360万円	1,697万円	9,161万円
国民健康保険	72億4,545万円	30億9,666万円	32億6,808万円
駐車場事業	1億5,330万円	2,611万円	1億1,387万円
簡易水道事業	3,414万円	3,113万円	347万円
介護保険	46億8,021万円	18億373万円	18億7,954万円
後期高齢者医療	6億5,381万円	1億9,869万円	1億9,896万円
合計	145億8,377万円	53億780万円	62億766万円

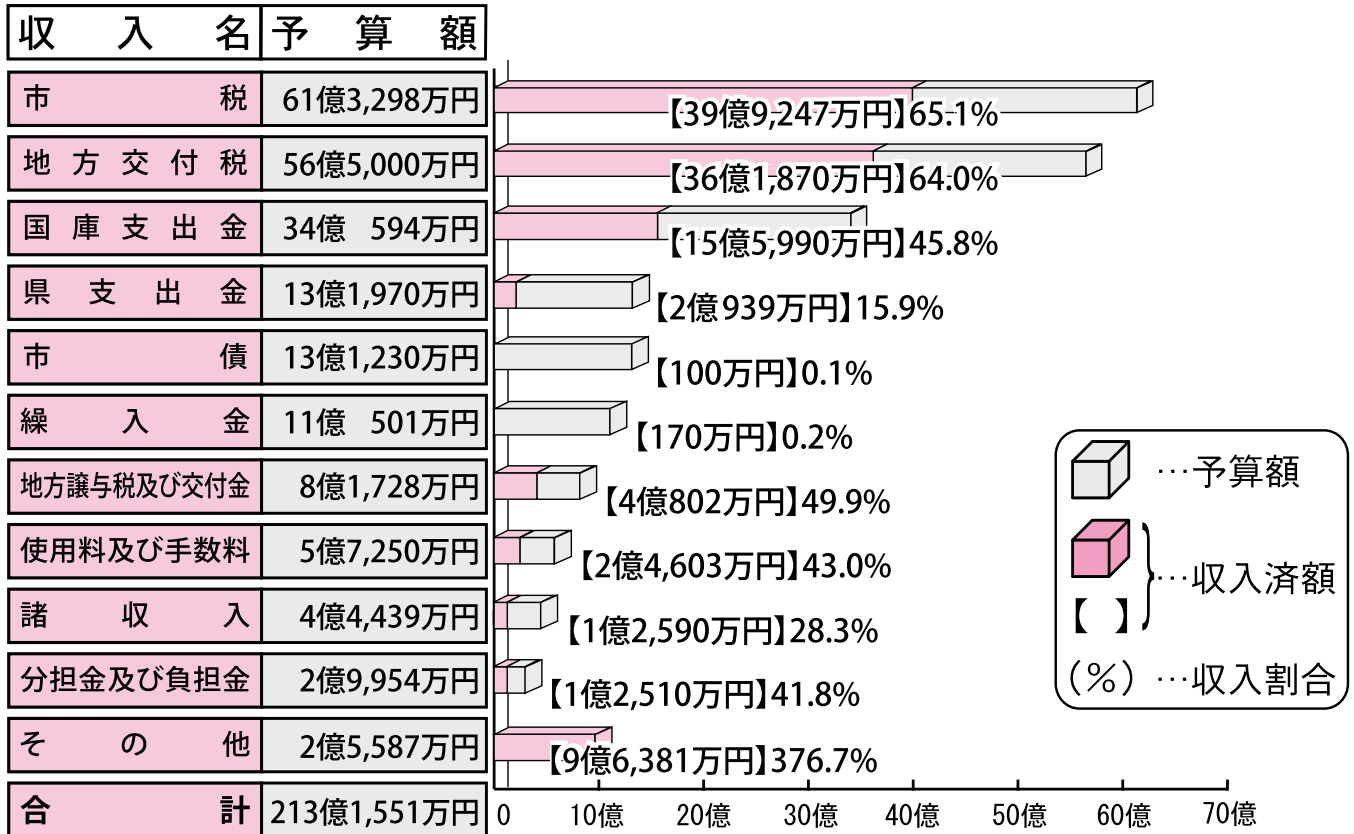
平成26年度上半期

# 桜井市の財政状況の

## ◇◇◇◇◇◇◇◇ 一般会計 ◇◇◇◇◇◇◇◇

平成26年度の一般会計当初予算額は208億8,700万円が始まりました。そこに、前年度から繰り越された街路事業や市道の維持修繕事業などの費用と、当初予算編成後の補正予算を加えますと、9月30日現在の一般会計予算額は213億1,551万円となります。

**収入済額 112億5,202万円 収入割合52.8%**



## ◇◇◇◇◇◇ 公営企業会計 ◇◇◇◇◇◇◇◇

水道事業会計の執行状況は、下の表のとおりです。

		予算額	執行額
収益的	収入	13億5,200万円	6億 36万円
	支出	12億5,501万円	3億2,526万円
資本的	収入	1億1,944万円	3,290万円
	支出	5億3,485万円	9,293万円

## ◇◇◇◇◇◇ 市債現在高 ◇◇◇◇◇◇◇◇

一 般 会 計	226億2,378万円
下水道事業特別会計	118億2,840万円
住宅新築資金等貸付金特別会計	1億3,439万円
駐車場事業特別会計	3,484万円
<b>桜井市水道事業会計</b>	<b>14億4,396万円</b>

## ◇◇◇◇◇◇ 主な基金 ◇◇◇◇◇◇◇◇

財政調整基金	10億2,088万円
卑弥呼の里 ・桜井ふるさと基金	2,618万円

## ◇◇◇◇◇◇ 市有財産の状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇

土地（地積）	1,147,715㎡
建物（延面積）	243,308㎡
有 価 証 券	357万円
出資による権利	3億1,559万円
基金（現金）	26億4,560万円
基金（土地）	2,125㎡

# 桜井市の人事行政運営などの状況

市職員の給与や職員数などについて

広く市民のみなさんにお知らせするために、その概要を公表します。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成 25 年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	H24 年度の 人件費率 (参考)
H25 年度	59,601 人	22,291,846 千円	841,886 千円	4,249,596 千円	19.1%	21.5%

(注) 1 平成 25 年度の歳出額に対する人件費 (退職手当を含む) の割合です。これには、特別職・議員の給料・報酬なども含まれます。

2 普通会計とは、一般会計と特別会計の一部を含めた数値で国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計や水道事業会計等を除いたものです。

### (2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

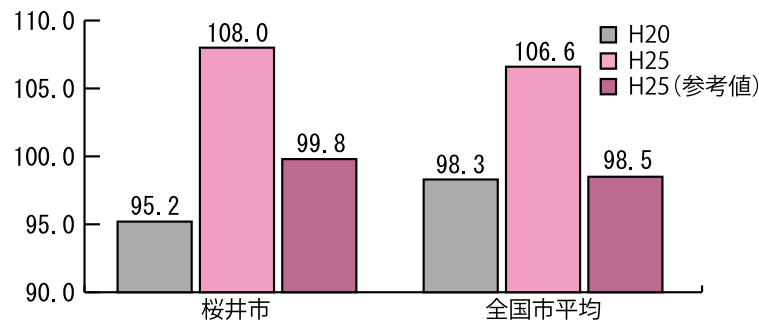
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
H26 年度	446 人	1,666,451 千円	344,949 千円	610,972 千円	2,622,372 千円	5,880 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

3 職員数は、予算作成時点での数値であり、『6 職員数の状況』表中「職員数 H26 年」欄の「普通会計」の職員合計数とは異なります。

### (3) ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な (2 年間) 給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	41.6 歳	319,986 円	379,882 円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	43.3 歳	308,247 円	383,881 円
うち清掃作業員	41.1 歳	303,942 円	406,245 円
うち給食調理員	46.1 歳	305,890 円	333,077 円
うち用務員	52.0 歳	335,240 円	356,325 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

#### ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	40.6 歳	335,786 円	363,058 円

## 桜井市の人事行政運営などの状況 (2)

### (2) 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		桜 井 市		国	
		初 任 給	2 年後の給料	初 任 給	2 年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200 円	185,800 円	172,200 円	185,800 円
	高校卒	140,100 円	149,800 円	140,100 円	149,800 円
技能労務職		160,650 円	174,233 円		

(注) 技能労務職については、職種及び採用年齢によって初任給が決定されるので、採用年齢 18 歳～29 歳の平均初任給額及び 2 年後の平均給料額です。次表も同様です。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

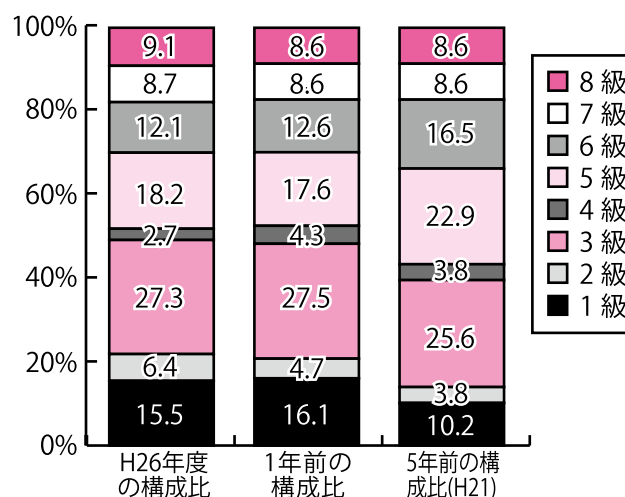
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	260,100 円	304,200 円	369,400 円
	高校卒	214,600 円	260,100 円	304,200 円
技能労務職		228,717 円	280,108 円	332,358 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	主事補・技師補	41	15.5
2 級	主事・技師	17	6.4
3 級	主任	72	27.3
4 級	主査	7	2.7
5 級	係長・主査	48	18.2
6 級	主幹	32	12.1
7 級	課長	23	8.7
8 級	部長・次長	24	9.1

(注) 1 桜井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## 4 特別職の報酬等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	給料月額	報酬月額	期末手当 (H25 年度支給割合)	退職手当 (算定方式)	退職手当 (支給時期)
市長	730,000 円 (1,050,000 円)		6 月期 1.40 月 12 月期 1.55 月 計 2.95 月	給料年額×在職年数×54/100	退職時
副市長	660,000 円 (885,000 円)			給料年額×在職年数×31.5/100	退職時
議長		618,000 円	6 月期 1.40 月		
副議長		531,000 円	12 月期 1.55 月		
議員		498,000 円	計 2.95 月		

(注) 上の ( ) 内の金額は、条例上の給料月額です。現在、市長・副市長の給料月額は、市長が 30%、副市長が 25%を減額して支給しています。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当		桜 井 市	国
1 人当たり平均支給額 (H25 年度)		1,327 千円	—
(H25 年度支給割合)	期末手当	2.60 月分	2.60 月分
	勤勉手当	1.35 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

## (2) 退職手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

退職手当	桜井市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.62 月	27.025 月	21.62 月	27.025 月
勤続 25 年	30.82 月	36.57 月	30.82 月	36.57 月
勤続 35 年	43.7 月	52.44 月	43.7 月	52.44 月
最高限度額	52.44 月	52.44 月	52.44 月	52.44 月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2 ~ 30%加算)		定年前早期退職特例措置 (3 ~ 45%加算)	
1人当たり平均支給額	5,564 千円	22,840 千円	—	—

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された退職手当の平均額です。

## (3) 地域手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (H 25 年度決算)		60,345 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H 25 年度決算)		114,724 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市内全域	3%	526 人	3%

## (4) 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	全職種
支給実績 (H 25 年度決算)	34,267 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H 25 年度決算)	131,797 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H 25 年度)	50.6%
手当の種類 (手当数)	18 種類

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (H 25 年度決算)	104,006 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H 25 年度決算)	268,750 円
支給実績 (H 24 年度決算)	101,627 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H 24 年度決算)	266,737 円

## (6) その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H25 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H 25 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円、配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円、ただし配偶者のない職員の扶養親族 1 人まで 11,000 円、なお、扶養親族のうち満 16 歳から満 22 歳までの子 1 人につき 5,000 円を加算	同じ	なし	59,858 千円	214,546 円
住居手当	借家借間：最高支給限度額 27,000 円 持家：新築又は購入後 5 年間 1,500 円 (持家に対する手当は H26 年度末で廃止)	一部異なる	国は平成 22 年度から持家に対する手当を廃止	32,172 千円	228,168 円
通勤手当	交通機関利用者：全額支給限度額及び最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者：2km 以上で 5km ごとに 13 段階の区分 (最高支給額 24,500 円)	同じ	なし	28,760 千円	63,628 円
管理職手当	主幹級以上の職員が対象 部長 87,000 円、次長 70,000 円、課長 57,000 円、主幹 43,000 円	一部異なる	国は役職に応じて 25% まで	66,116 千円	629,676 円
休日勤務手当	1 時間当たりの給与額の 135/100	同じ	なし	18,956 千円	326,820 円
夜間勤務手当	1 時間当たりの給与額の 25/100	同じ	なし	4,837 千円	83,394 円
宿日直手当	日直勤務：1 回 4,200 円	同じ	なし	508 千円	4,200 円

**6 職員数の状況** (△は、マイナスを示す。)

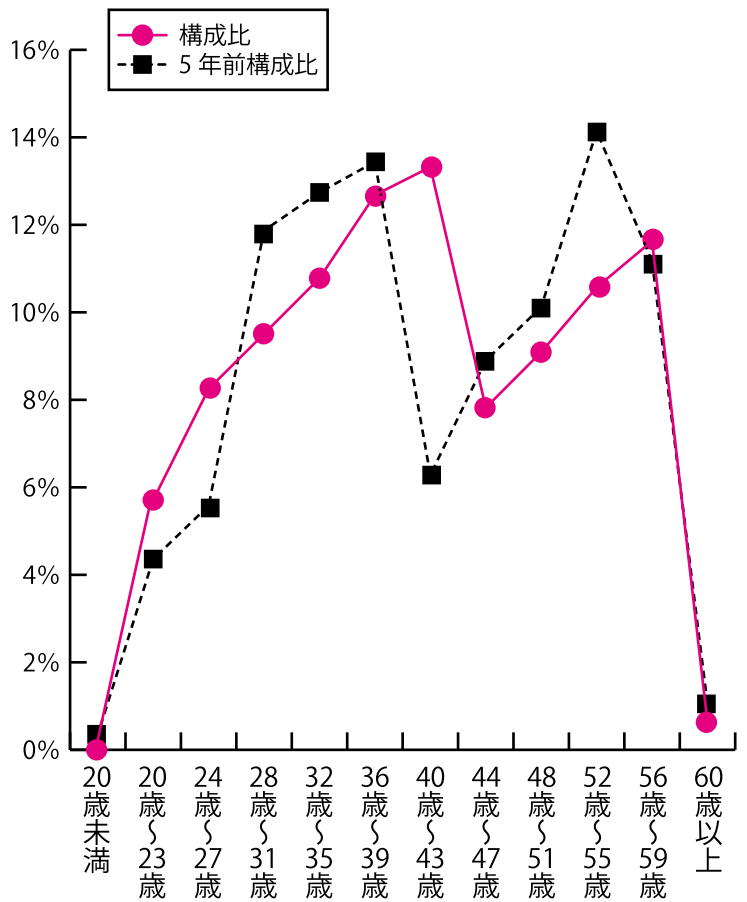
(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年増減数
		H25年	H26年	
一般行政部門	議会	4	4	0
	総務	68	70	2
	税務	25	25	0
	労働	0	0	0
	農水	12	11	△1
	商工	9	15	6
	土木	35	35	0
	民生	123	121	△2
	衛生	83	84	1
	小計	359	365	6
特別行政部門	教育	59	60	1
	消防	76	0	△76
	小計	135	60	△75
普通会計計	494	425	△69	
公営企業等会計部門	水道	16	15	△1
	下水道	11	11	0
	その他	22	22	0
	小計	49	48	△1
合計	543 【751】	473 【673】	△70	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 【 】内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	27	39	45	51	60	63	37	43	50	55	3	473

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	
一般行政	394	379	380	368	365	365	△29 (92.6%)
教育	82	79	76	76	74	61	△21 (74.4%)
消防	72	71	73	74	76	0	△72 (0%)
普通会計計	548	529	529	518	515	426	△122 (77.7%)
公営企業等会計計	48	47	49	51	49	48	0 (100.0%)
総合計	596	576	578	569	564	474	△122 (79.5%)

(注) 奈良県広域消防組合が設立したことにより、消防職員が減少しています。

**7 勤務時間その他の勤務条件**

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要

職員の勤務時間は、一部の施設等を除き、月曜日から金曜日(休日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む)となっています。

(2) 年次有給休暇制度の概要

1年につき20日付与。(現年付与分のみ翌年に繰越が可能)

平成25年中の職員1人当たりの平均取得日数は、9.3日でした。

**(3) 特別休暇など制度の概要**

特別な事由に該当する場合は、特別休暇などが認められます。

主な特別休暇などの種類は、右記のとおりです。

ドナー休暇／ボランティア休暇／結婚休暇／産前産後休暇／生理休暇／育児参加休暇／子の看護休暇／忌引き／夏季休暇／リフレッシュ休暇／介護休暇／病気休暇など

**8 職員の分限処分と懲戒処分の状況**

**(1) 分限処分**

分限処分とは、心身の故障などにより職務を果たせない場合、公務能力の維持を図るために行う処分です。

**(2) 懲戒処分**

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合、道義的責任を追及して行う処分です。

**(3) 職員の処分の状況**

平成 25 年度の処分の状況は次のとおりです。

**【分限処分】**

(単位:人)

処 分 事 由	免 職	降 任	休 職	降 給
その職の適格性を欠く場合				
心身の故障によるもの			11	

**【懲戒処分】**

(単位:人)

処 分 事 由	免 職	停 職	減 給	戒 告
一般サービス関係				
公金等取扱い関係				
公務外非行関係		1		
交通事故・交通法規違反関係				1
監督責任関係				3
計	0	1	0	4

**9 職員のサービスの状況**

地方公務員法第 30 条の、サービスの根本基準の趣旨を実現するために、職員には次のようなサービス上の強い制約が課せられています。

- |                    |              |             |
|--------------------|--------------|-------------|
| 1. 法令等及び上司の命令に従う義務 | 2. 信用失墜行為の禁止 | 3. 守秘義務     |
| 4. 職務専念義務          | 5. 政治的行為の制限  | 6. 争議行為等の禁止 |
| 7. 営利企業等への従事制限     |              |             |

**10 公営企業職員の状況**

**(1) 水道事業**

**①職員給与費の状況**

**ア 決算**

区 分	総 費 用 (A)	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 (B)	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) H24 年度の 総費用に占める 職員給与比率
H 25 年度	1,074,092 千円	92,589 千円	128,151 千円	11.9%	12.3%

**イ 予算**

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1 人 当 り 給 与 費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
H 26 年度	16	83,661 千円	25,494 千円	45,036 千円	154,191 千円	9,637 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

**②職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)**

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額
桜 井 市	44.0 歳	333,989 円	388,235 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。



桜井市の人事行政運営などの状況 (6)

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当		桜井市	国
1人当たり平均支給額 (H25年度)		1,607千円	—
(H25年度支給割合)	期末手当	2.60月分	2.60月分
	勤勉手当	1.35月分	1.35月分
(加算措置の状況)		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

	桜井市		桜井市 (一般行政職)	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月	27.025月	21.62月	27.025月
勤続25年	30.82月	36.57月	30.82月	36.57月
勤続35年	43.7月	52.44月	43.7月	52.44月
最高限度額	52.44月	52.44月	52.44月	52.44月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~30%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~30%加算)	
1人当たり平均支給額	該当者なし	26,614千円	5,564千円	22,840千円

(注) 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された退職手当の平均額です。

ウ 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (H25年度決算)		2,258千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)		141,124円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
市内全域	3%	16人	3%

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

区分	全職種
支給実績 (H25年度決算)	0円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H25年度)	0%
手当の種類 (手当数)	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (H25年度決算)	2,309千円
職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)	330千円
支給実績 (H24年度決算)	1,321千円
職員1人当たり平均支給年額 (H24年度決算)	147千円

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)
扶養手当	普通会計と同様			3,058千円	235,192円
住居手当				393千円	196,250円
通勤手当				791千円	71,938円
管理職手当				5,004千円	625,500円
休日勤務手当				0円	0円
夜間勤務手当				0円	0円
宿日直手当				0円	0円

▷問い合わせ先 人事課 (☎42-9111 内線316)

【人事課】

平成 26 年 12 月 1 日発行  
- No. 172 -

# さくらい 市議会だより



## 市民とともに、より開かれた議会をめざして

平成 26 年  
9 月定例会

### 一般会計及び各特別会計決算を認定

(一般会計は9億1,412万8,720円の単年度黒字)

#### 議会審議のあらまし

9 月定例会における本会議での審議の概要は、次のとおりです。

まず、9 月 1 日に開会し、市長より提出議案の理由説明がありました。

次に、8 日の本会議において別記のとおり熱のこもった一般質問が行われました。

続いて 10 日に議案審議があり、報告案件 4 件は全員異議なく承認等され、議案第 25 号・議案第 27 号から第 29 号については、委員会付託を省略して審議の結果、全員一致で原案どおり可決されました。

認第 1 号から第 9 号までの平成 25 年度各会計決算認定については、8 名からなる決算特別委員会が設置され、これに付託されました。議案第 24 号、第 26 号については総務委員会に付託されました。

次に、22 日に本会議が再開され、決算特別委員会、総務委員会から審査報告があり、討論のあと採決され、審査報

告どおり認定、可決されました。

また、市長より人事案件 2 件の追加提出があり全員異議なく同意されました。

以上、付議されました案件の審議はすべて終了し、同日をもって閉会致しました。

#### 要望・陳情

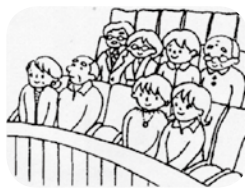
▽軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情

#### 傍聴してみませんか？

市議会の本会議は公開されていて、傍聴することができます。

手続きは、本会議当日、受付で住所・氏名等を記入してから議場にお入り下さい。

※詳しくは議会事務局 (☎ 42- 9111 内線 441) まで。



#### 議決結果

議案番号	件名	概要	議決結果
報第 13 号	専決処分の報告、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)	道路管理 <sup>かし</sup> 瑕疵による物損事故にかかる損害賠償額を定める	承認

議案番号	件名	概要	議決結果
報第14号	平成25年度各基金の運用状況を示す書類の提出について	用品調達基金、土地開発基金、水洗便所改造資金貸付基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金の各運用状況を示す書類の提出	提出
報第15号	平成25年度桜井市水道事業会計継続費精算書の報告について	無水源簡易水道施設整備事業の完了にかかる継続費精算書	報告
報第16号	平成25年度決算に基づく桜井市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	地方公共団体の財産の健全化に関する法律の規定による報告	報告
認第1号 (決算特別委員会)	平成25年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 23,170,687,089 円 (翌年繰越分含む) 歳出決算額 22,222,234,559 円	認定 (賛成多数) ※賛否は別表
認第2・3号 (決算特別委員会)	平成25年度桜井市各特別会計歳入歳出決算認定について	下水道事業、住宅新築資金等貸付金	認定 (賛成全員)
認第4号 (決算特別委員会)		国民健康保険	認定 (賛成多数) ※賛否は別表
認第5号～ 認第9号 (決算特別委員会)		駐車場事業、簡易水道事業、介護保険、後期高齢者医療、水道事業	認定 (賛成全員)
議案第24号 (総務委員会)	平成26年度桜井市一般会計補正予算(第1号)	補正額 66,325,000 円 道路維持費で台風被害等にかかる修繕料等の追加所要額等	可決 (賛成全員)
議案第25号	平成26年度桜井市介護保険特別会計補正予算(第1号)	補正額 38,211,000 円 介護給付費準備基金積立金等	可決 (賛成全員)
議案第26号 (総務委員会)	桜井市附属機関設置条例の一部改正について	新たに設置する附属機関について規定を加える①桜井市行政評価外部評価委員会②桜井市協働推進会議③桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会	可決 (賛成全員)
議案第27号	桜井市社会福祉事務所設置条例及び桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	法改正に伴う改正	可決 (賛成全員)
議案第28号	桜井市宇陀広域連合規約の変更について	規約を一部変更するため、議会の議決を求める	可決 (賛成全員)
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について	忍阪地区コミュニティ集会所 倉橋出屋敷〃、浅古〃、赤尾〃 指定期間：平成26年12月1日から 平成31年11月30日まで	可決 (賛成全員)
発議案第7号	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出	提出先 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 国家公安委員会委員長	可決 (賛成全員)
発議案第8号	議員派遣の件	行政視察 産業建設委員会所属議員 文教厚生委員会所属議員	可決 (賛成全員)
同 第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	朝倉台西 浅田 錦治氏	同意 (賛成全員)
同 第3号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	大字外山 大倉 孝之氏	同意 (賛成全員)

各議員の賛否（賛成…○ 反対…× 棄権…△ 欠席…ー） ※議長は表決に加わりません

議員	井戸 良美	大西 亘	工藤 将之	阪口 豊	我妻 力	西 忠吉	藤井 孝博	吉田 忠雄	岡田 光司	土家 靖起	東 俊克	東山 利克	万波 迪義	工藤 行義	札辻 輝已	高谷 二三男
議案																
認 第 1 号	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	議長
認 第 4 号	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	議長

### 決算特別委員会の 審査概要

9月定例会では、決算特別委員会が設置されましたが、その中の一般会計決算認定の審査の一部について紹介します。

#### 決算特別委員会

(8名で構成)

- 委員長 万波 迪義
- 副委員長 藤井 孝博
- 委員 井戸 良美
- 委員 大西 亘
- 委員 岡田 光司
- 委員 東 俊克
- 委員 札辻 輝已

#### 問

今後も財政的に厳しいという見通しを立てているならば、行財政改革アクションプランには、市民にもわかるように数値目標を記し、取り組む必要があるのではないかと。

#### 答

今回の行財政改革アクションプランでは、今日までの財政削減であった量から質への転換を図った。進捗管理については、財政見

通しを出しながら、毎年ヒアリングを行い、市長の立場からもしつかり検証したい。

#### 問

第二次行財政改革アクションプランでは、運営補助から事業費補助への移行について、一律カットを実施したことの評価があるのみで、事業費補助へ移行できなかつたものがあると考えられるかどうか。

#### 答

第一次、第二次と行財政改革を行ったことにより、効果額という面で、一定の成果は出せたと考えます。事業費補助への移行という面では、十分とは思っていない。今後は従前の取り組みを継承しつつ、外部委員の意見も聞きながら進めたい。

#### 問

社会福祉協議会の平成25年度の決算において、一般会計で一千万円の運営基金への積立により、基金総額が一億二千万円を超え、介護支援サービス事業特別会計では、四千万円の積立により、総額一億円を超えている。災害時等も想定されている。性格上、基金の積立については一定の認識はしているが、目標額を定める協

#### 答

議等は行われているのか。基金の目標額も含め、踏み込んだ協議はしていない。基金の積立の考え方を整理し、協議していきたい。補助金については、予算を組む際や支出時において、事業をよく精査し、相手方の財政状況や事業効果を十分に検証できているか。

#### 問

平成25年度も黒字ということだが、事業を行わないと黒字になるのは当然である。市長として、本年度まで黒字化を優先し、次年度以降の反攻勢に期するものもあるのかと考えるが、現時点で未執行事業があったのか。

#### 答

予期せぬ被害をもたらした台風等の自然災害による影響や地元との協議が順調に進められなかった池之内ほ場整備が未執行事業の一つである。全体的な視点でいえば、本市の財政状況から積み残されてきた課題であり、推し進めている過程にある事業もある。

#### 問

近年、透明性を高めるとともに、市民の参画や行政と市民の協働を推進する流れを受けて、行政機関が保有する公共データを公開するオープンデータへの関心が高まりつつある。この取組の先進地である福井県鯖江市では、人口・気温などの統計情報、災害時の避難所の位置情報、鯖江百景の観光情報等を公開することで、災害時の避難所への

#### 答

代表質問  
大西 亘 議員



## 市政について ここが 聞きたい

(代表質問・一般質問)

ルート表示やコミュニティバスの走行位置が数秒間隔で更新されるアプリなどが民間の発想で開発され、思わぬ効果が出ているという。観光、防災など様々な分野で活用が期待される取り組みでもあり、情報を公開するだけで、予算も必要でないと聞く。本市においても、オープンデータをいち早く実施し、県内市町村をリードできるよう取り組みを進めてはどうか。

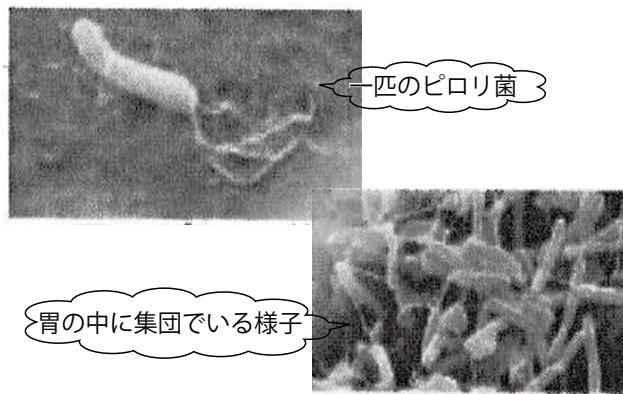
**答（市長）** オープンデータと言えるには、機械判読に適したデータ形式で、2次利用が可能な利用ルールで公開しなければならぬ。現在、本市がホームページで公開している画像や地図データ、統計情報は加工しなれば2次的に利用できず、閲覧のみの状況にある。今後、オープンデータを進める際の基本的な考え方や取り組みの方向性等を研究していきたい。

**ピロリ菌の除菌で胃がん撲滅について**

**問** ピロリ菌の正式名はヘリコバクター・ピロリといい、このピロリ菌が胃の粘膜にすみつき、胃がんや胃潰瘍等の発生原因になると国も認めている。日本人の2人に1人が感染していることとされ、胃がんに罹患した人の100%がピロリ菌に感染しているとの調査結果もあり、胃がんを撲滅するには除菌を進めることが最も重要であると考えられる。ピロリ菌の感染検査を市の検診に加える考えはないか。また、兵庫

県篠山市や岡山県真庭市では、中学生を対象に検査を実施している。本市から胃がんで亡くなる方をなくするため、年代ごとに適切な取り組みを「ピロリ菌撲滅プロジェクト」として推進してはどうか。

**答（市長）** がん対策には、がん検診を推奨し、早期発見、早期治療が最も重要な施策であることは、十分認識している。現在は厚生労働省のがん予防重点保健教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施しているが、各世代のピロリ菌撲滅



胃がんの8割がピロリ菌が原因

滅に関し、国や県の方針は無くても、医師会や学校関係者、校医の先生方とよく相談し、ぜひ必要となれば前向きに検討し、進めていきたい。

**地域包括ケアシステム構築について**

**① 認知症早期発見の取組などについて**

**② ボランティアポイントの導入について**

**問** 地域包括ケアシステム構築に向けて、「日常生活圏域ニーズ調査」の進捗状況はどうか。また、認知高齢者の対策について次の点を

聞きたい。①早期発見と早期の受診、診断、早期治療が大切といわれているが、本市の対策はどうか。②携帯電話などを利用して家族や自分自身が簡単に認知症のチェックができる「これって認知症？」というシステムの導入について。③認知高齢者の徘徊対策について④介護予防の一環とする「ボランティアポイント」の導入について。

**答（市長）** 市内65歳以上の要介護2以下の方2,000人を抽出、調査票を送付し、65%の方に返答をいただいた。10月中旬に報告書を作成し、分析結果を踏まえ、第6期の事業計画をまとめた。①桜井市地域医療福祉懇話会を今年の3月に立ち上げ、その分科会で協議を重ねている。②チェック項目や運用費用などを分科会で検証し、積極的に取り組むたい。③早期に徘徊高齢者SOSネットワークを構築し、GPS端末の貸出など先進地を参考に検討したい。④高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりを検討していきたい。

一般質問

阪口 豊議員



**纏向遺跡について**

**問** JR巻向駅周辺に広がる纏向遺跡は、ヤマト政権発祥の地と目され、邪馬台国畿内説の最有力候補地でもある。2013年には一部が国史跡指定されたが、調査面積は南北1、5キロ、東西2キロにも及ぶ広大な面積であり、調査は未だ全体の2%にも満たず、全体の説明には長い年月と膨大な予算が必要と考える。市長の2年半の取り組みや実績が見えてこないと言われる中、日本の宝である纏向遺跡をどのように活用し、このエリアを市全体の活性化にいかにつなげる考えか。また、「歴史文化基本構想」の中身が未だ見えてこない。纏向遺跡では、どのようなことが出来、地域づくりにどう活用する考えか。

毎年、纏向学研究センター主催の東京フォーラムが多くの考古学ファンを魅了している。このような情報発信は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた誘客戦略にも通じると考えるがどうか。

**答(市長)** 纏向遺跡の保存活用にあたっては、単に遺跡保存に留まらず、周辺の景観や環境の保全まで見据える必要がある。国や県等とも調整を図り、将来のマスタープランとなる歴史文化基本構想の中で、「保存管理計画」と具体的な史跡整備等の「整備管理計画」の策定を進めている。策定にあたっては、考古学や史跡整備、地域づくり分野の学識者のほか、国や県、また地元委員にも入っていただき、地元の意見も聞きながら各計画をまとめたい。旧纏向小学校跡地は纏向遺跡の拠点として、便益施設を含めた史跡整備を考えている。纏向遺跡は本市において、文化財としての価値はもとより、歴史文化を生かしたまちづくりや観光産業振興を図る上でも重要で、

近い将来、地域のみならず、市全体の活性化の起爆剤になると考えている。また情報発信等の取り組みは極めて重要であり、天理市や田原本町と広域連携した情報発信等のプロジェクトも進めている。今後、歴史文化基本構想に基づく本市の魅力や東京でPRし、外国人来訪者への誘客に努めたい。

**答(教育長)** 歴史文化基本構想は、今後の文化財保護行政の指針となるものであり、歴史文化を生かしたまちづくりの方向づけを行う基礎資料となる。東京フォーラムでは、関東、首都圏における纏向遺跡の知名度アップに一定の成果は得られたと考える。今後は年齢層の拡大を図れるよう工夫し、文化財課、観光まちづくり課が連携し継続したい。

**問 相撲神社について**

昨年7月7日に穴師カチャケシにある相撲神社において、「勝利の聖」・野見宿禰記念碑除幕式と記念式典が挙行された。今年4月には、野見宿禰顕彰会と桜井・天理青年会議所など地域の皆さんによる土俵づく



相撲神社での土俵づくり

りが行われ、5月には、わんぱく相撲大会「山の辺場所」が盛大に開催された。相撲発祥の聖地であるこの地は、市の財産である。「政教分離の原則」はあると考

えるが、市長が常々言われる「協働の観点」から一緒にできることがあったのではないか。土俵が整備された今、屋形等ハード面の整備や當麻蹴速ゆかりの葛城市との相撲交流等、今後の取り組みはどうか。

**答(市長)** 纏向校区区長会、相撲発祥の聖地野見宿禰顕彰会をはじめ、地域の皆様の取り組みとその思いに、

敬意と感謝を申し上げたい。記念碑建立等の話を受け、本市を魅らせる素晴らしい取り組みと感じ、日本相撲協会へ地元区長会長と同行し、趣旨説明を行った。相撲神社は本市のみならず、国全体の宝であると考えており、今後も本市の相撲神社が相撲発祥の地であることとの情報発信に全力で努めるとともに、市として市長として何ができるか考えていきたい。

**答(教育長)** 葛城市から交流の提案があることから、相撲発祥の地であることを内外にアピールすべく、交流が図れるよう検討したい。



一般質問

東 俊克議員



**女性活躍できる社会について**

**問** 安倍総理はアベノミクスの成長戦略の一つに「女性の活躍推進」を掲げ、平成32年にはあらゆる分野で、指導的地位の3割以上が女性になるよう目指すとしており、少子高齢化が加速し、生産年齢人口の減少が進む我が国において、労働力の確保という面だけでなく、今後の経済活性化のためにも意欲のある女性が活躍しやすい就労環境を整備していくことは大変重要であると考えます。また、女性の視点で行うマネジメントシステムにより、市民ニーズに対し、多様に対応できるという利点があることから、本市においても、女性職員が働きやすい職場環境を整備し、女性管理職の比率を

上昇させるべきと考えるがどうか。

**答（市長）** 第2次安倍改造内閣では、高市総務大臣を筆頭に、歴代内閣で最多に並ぶ5名の女性閣僚が起用され、「女性が輝く社会の実現」に向け、スタートした。

本市においても、数値目標は定めていないものの、以前より女性職員の自覚と意識の高揚を図るため、市町村研修センターでのキャリアアップセミナーや女性職員エンパワー研修等への派遣を行っており、職員の資質や能力により、積極的に女性の管理職への登用を図っているところである。管理職の女性比率は、平成17年度が18%であったが、平成26年度は23%となり、これまでの取り組みの成果が出ているのではないかと考える。また、育児や介護については、男女を問わず、子の看護休暇や育児休業短期・長期の介護休暇等があり、該当する職員はその制度を活用している。今後女性職員の活躍を支援するために職員の意見を聞き、職場環境の整備に取り組みとともに、研修等によ

り女性職員のキャリアアップを図ることで、女性管理職の登用に努めたい。

**問** 一般公衆浴場の支援について

近年、全国各地で一般公衆浴場の廃業が増えており、本市においても相次いで銭湯が廃業されている。銭湯利用者の多くは、低価格で気軽に行ける銭湯がなくなることで、どうすればいいのかと危惧されている。銭湯は単に公衆衛生上、必要な施設というだけでなく、憩いの場・ふれあいの場として、長年利用されてきた。そこには地域コミュニティが形成され、入浴す

る楽しみだけでなく、近隣の情報が飛び交う利用者の交流の場でもあり、まさしく地域の伝統文化を支えてきた施設でもある。地域コミュニティの再構築には、銭湯は大変重要な施設であり、地域に欠かすことが出来ない公益性のある施設と考えるが、一般公衆浴場の支援はどうしていくのか。

**答（市長）** 市内一般公衆浴場では、こどもの日には小学生以下を、敬老の日には70歳以上の高齢者を無料にし、12月には季節湯を実施するなど、地域の憩いの場・ふれあいの場として、また子どもや高齢者の世代を超えたつながり等にも貢献いただいている。このように、一般公衆浴場の公益性は多岐であり、地域には欠かせない施設であると認識しており、一般公衆浴場の維持・促進に対しては、現在、公衆浴場生活衛生協同組合桜井支部に



懐かしい銭湯の煙突

懐かしい銭湯の煙突

対して、実施された事業に補助を行っている。今後も、地域の憩いの場・ふれあいの場として一般公衆浴場が継続できるよう支援していきたい。

一般質問

札辻 輝已 議員



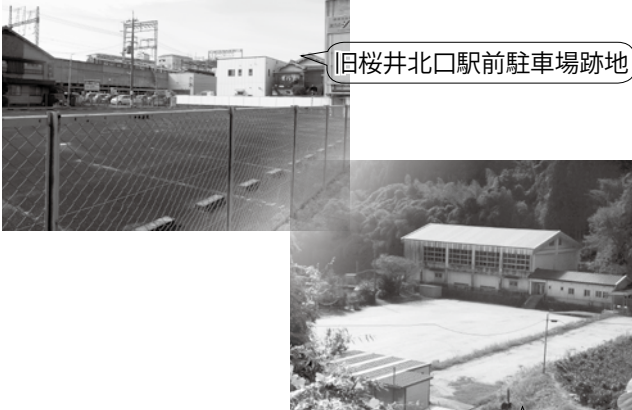
**問** 市有財産（土地）の有効利用と事業推進について

本市の財政は黒字への転換が図れたものの、依然として多くの課題を抱えた状況にある。このような中、市長は将来に向かって夢のある桜井市を目指し、市政を担い、苦労もあるかと考えるが、市民の市政に対する目は大変厳しい。緊縮財政時の中、創意工夫が必要にもかかわらず、市は所有土地に対し、「有効に活用しない」「売却処分もしい」「所有しているだけ」という、何の手だても打っていない状況にある。市民

の利用に供する、或いは税収増を見込むなど、次の市有土地について今後のあり方を整理し、方針を出すべきと考えるがどうか。①「鳥見山緑地公園」については、子どもたちが野外で気軽に安全に遊べる施設にするなど、早期に再事業化を進めるべきと考える。本事業の必要性も含めどうか。②旧桜井駅前北口第1駐車場用地については、本市が所有する普通財産の中で最も価値があると考える。本市の玄関口にあたり、観光誘致を進める上からも、早期に有効利用する必要があると考えるが、民間活力の導入も含め、庁内にプロジェクトチームを立ち上げてはどうか。③市道阿部忍阪線用地（忍阪地内）については、平成13年度に大きな市費を投じ、買収したにもかかわらず、環境部の管理のもと、道路改良工事に着手できていない。地元の要望に応えられるよう早急に事業化すべきではないか。④上之郷小学校跡地については、民間による高齢者福祉施設の計画が不調に終わった後、どのような検討が進

められてきたのか。桜井駅前北口第1駐車場用地と同様にプロジェクトチームを編成し、有効活用に向けた検討が必要ではないか。

**答（市長）** ①平成23年度に改定した都市計画マスタープランにおいて、公園緑地ゾーンと位置付けており、本市に子どもたちが遊べる施設は是非ともつくりたいと考えるが、現在進める都市計画道路の見直しと、その後の整備方針や他の都市公園を含む都市基盤整備事業について事業手法等の検証を行い、限りある財源の



旧桜井北口駅前駐車場跡地

早期の有効利用が望まれる上之郷小学校跡地

意を得ることが重要であると考え。今年7月に地元の忍阪区長より平成28年度の事業化に向け、要望書も出されており、今後はこれまで進めてきた道路改良事業の手法によるか、都市計画道路事業の手法か、経済面や投資効果などの検証も行いながら事業実施の検

中、本市にとって何を最も優先すべきか判断し、実現に向かって取り組みたい。②本市の玄関口にあり、非常に利便性も高く、有効活用の必要性は十分認識している。観光・産業創造都市を目指していることから、宿泊施設の誘致など民間活力を活用した施設整備や手法などについて研究すると共に、いかに活用し整備するか、プロジェクトチームという形態も含め、全庁的に検討したい。③未改良区間の早期事業化については、地元地権者の方の合

**答（環境部長）** ③グリーンパーク建設にあたり、当時の環境部で一部必要な道路用地として買収し、行政財産として管理している。

**答（都市建設部長）** ③平成18年度には事業化に向け、道路法線の変更案を示したが、合意を得られなかった。

討を進めたい。④現在、生涯スポーツ及び地域コミュニティケーションの推進の場として活用する一方、有効活用の検討を進めてきたが実現に至っていない。今後も引き続き、上之郷地域の活性化に向けて、地元の意見を聞きながら、関係部署と十分協議し、市総体としてプロジェクトチームの手法も視野に入れ、考えていきたい。

**答（教育長）** ④平成18年4月1日に地元の理解と決断を得て、初瀬小学校と統合し、児童・生徒達は元気に学習してくれている。今後も downstairsの安全はもとより、子どもたちが安全安心な学校生活を送れるよう、最善の努力をしたい。市長同様に、地元の意見を踏まえ、市総体で有効活用を図れるよう検討したい。

**問** 平成28年度から桜井総合庁舎に休日診療所、医療センター、健康推進課、児童福祉課、社会福祉協議会、ボランティアセンター、クローバー学園が移転する計画となっているが、同庁舎を母親が気軽に相談でき、親同士の交流の場が提供され、待ち時間に子どもたちが遊ぶスペースを備えるなどの「子育て支援の拠点」として、整備することが重要と考えるがどうか。また整備にあたっては、是非、両親、特に母親の意見を持

平成25年度にはカーブ修正等、部分的な改善策を地権者の方と調整を図ったが、現在不調になっており、継続して調整を図っていきたい。



一般質問  
土家 靖起議員

子育て支援の拠点整備について

**問** これまでの都市計画道路

つ機会を設けるとともに、これまでの子育て支援策を再検証し、充実した支援策の構築を検討してほしい。

**答（市長）** 桜井総合庁舎については、県機能移転後に本市が活用するため、本年度に耐震化及び大規模改修工事設計業務を行い、平成28年度から本市の医療・福祉の拠点として活用すべく、県と協議を重ねている。組織が1か所に集約されれば、これまで以上の子育て支援の充実を図ることが可能になり、大きな前進としたい。既存施設を最大限有効に活用できるよう、これまでの経験と利用者の意見を集約し、改修計画に反映させるべく、現場スタッフも参加し検討を重ねたい。子育てを取り巻く環境が大きく変化してきていると実感しており、担当部局には、こうしたことも踏まえ指示をしている。これまで十分に実施できなかった子育てに関する講座や療育教室等の子育て支援策の充実につなげたい。



の多くは高度経済成長期に決定されてきたが、今後は人口減少・高齢社会の到来など、社会状況が変化してきていることから、未着手の都市計画道路については、改めてその必要性を支援の無いものは廃止も含め、検証する必要があると考えるがどうか。今後、都市計画道路の事業実施にあたっては、優先順位をつけるのか。今年7月にも地元から事業化の要望書が出されている都市計画道路栗原・池之内線の未改良区間の整備については、これまでの経緯もあり、早期整備が必要と考えるがどうか。

**答（市長）** 平成22年度に県が策定した「県都市計画道路の見直しガイドライン」に沿って、平成24年度から見直し案の検討に着手している。現在、まとめている段階であり、パブリックコメント、県との協議、都市計画審議会など手続きを踏み、平成27年度中に決定の告示を行う。手法については、都市計画道路が有する機能を項目化し、現在求める機能がない場合は廃止する。栗原・池之内線について



未着手状態が続く鳥見山緑地公園  
(手前：桜井南小学校体育館)



一旦休止し現在に至っている。今後の方針としては、他の都市基盤整備事業も含め、事業手法も検証し、公園事業の在り方を検討していきたい。

では、これまでの経緯を踏まえ、道路改良事業の手法によるか、都市計画道路事業の手法によるかを、財政面や投資効果などの検証を行い、地元地権者の合意を得ながら、事業実施の検討を進めていきたい。

**答（都市建設部長）** 今回の見直しでは、各都市計画道路を存続するか廃止するかのみを検討し、優先順位は含まない。

**問 都市公園の整備について**

平成20年12月定例会でも一般質問を行ったが、都市計画決定されている都市公園である桜井公園、芝運動

**答（市長）** 鳥見山緑地公園は、近年の財政状況の硬化に伴い、平成16年度に中和幹線などの道路事業を優先するという判断のもと、

一旦休止し現在に至っている。今後の方針としては、他の都市基盤整備事業も含め、事業手法も検証し、公園事業の在り方を検討していきたい。

一般質問

工藤 将之議員



**子育て政策について**

①ファミリー・サポート・センターの導入について

**問** 現在、我が国は少子化に歯止めがかからない状況にある。しかし子どもの多くいる地域は活気に満ち、子どもたちを中心としたコミュニティが形成されるなど、多くのメリットを生むとともに世代間交流が各世

代に効果を及ぼすという研究結果が多くあることから、地域にとって子どもは必要不可欠な存在である。また、若い世代の定住・移入を促進しようとしたとき、子育て政策を含む行政サービスが判断基準になると考える。本市を維持していくためにも、子育てを行いやすい環境の整備が急務であり、行政による積極的な世代間交流を行える場の提供などが必要ではないか。当市の子育て環境のグランドデザインは描けているか。「ファミリー・サポート・センター事業（以下、サポート事業）」という、子育て世代の登録者が共働き等で困ったときに、



厚生労働省のリーフレット表紙

登録サポーターが有償で援助する事業があるが、現在、県内12市で実施されていないのは本市と御所市だけである。議員有志で調査したところ非常に良い制度であり、実施に向けた情報提供もしたい。国も重要な事業と位置づけているがどうか。

**答(市長)** 平成27年度から始まる新たな子育て支援事業計画策定の中で、子どもや家庭に対する相談や援助、子どもや親が気軽に集える場所の確保など、相談事業や体制の充実に向け、鋭意検討を行っており、その具現化に向け、医療・福祉が連携した施設に子育て支援拠点を設置し、必要な事業を展開したいと考えている。サポート事業については、先進地事例に学び、諸課題を整理する中で、積極的に検討したい。

**答(福祉保健部長)** 子育て支援拠点については、多世代が集える場としても検討していきたい。サポート事業は具体的には決まっていないが、まず保護者が安心して預けられる体制が講習等も含め、必要と考えている。

**桜井市行財政改革アクションプランについて**

**問** 新たな行財政改革の指針となる桜井市行財政改革大綱に基づく「桜井市行財政改革アクションプラン」が策定された。特に持続的な行政運営の確立に向けた取り組みが行われることには期待したいが、今回のアクションプランには数値目標が入っていない。項目の中には事業効果や成果を数字で明確に表し、進捗管理すべきものもあるのではないかと。各項目ができるまでの経緯はどうであったのか。取り組みを進める中、提案自体もない部局があるならば、そのこと自体が問題である。大綱によると、「地域経営」における市民の関心は市民協働、行財政改革、広域連携とあるが、今回のアクションプランでは広域連携が他の二つに比べ弱いのではないかと。広域連携については、トップダウンの必要性を感じるがどうか。また、このアクションプランを平成27年度の予算編成にどのように生かすのか。

**答(市長)** アクションプランは、職員提案をベースとした庁内プロジェクト会議、外部委員による有識者会議、行財政改革推進本部会議における議論を重ねて策定した。職員提案には、部局に偏りを感じ、特にまちづくりに関して指示を出しにくい状況は、総合計画にも位置づけ、一定の取り組みを行っていただくためと考えるが、積極的に進めたい。進捗管理は、ヒアリングを行う中で点検し、進捗状況については数値化も含め、市民にわかりやすく情報提供を行う努力をしたい。

**答(総務部長)** 一般財源枠配分方式を継続することを基本としつつ、抜本的改革であった第2次改革での弊害にも配慮し、予算編成の担保としたい。

**一般質問**

吉田 忠雄 議員



**第6期桜井市介護保険事業計画について**

**問** 来年4月から実施される介護保険制度改正の最大の問題点は、要支援者向けの訪問・通所介護が、これまでの全国一律の基準で運営されていた保険給付によるサービスから外され、市町村が独自に実施する新たな介護予防・日常生活支援総合事業に移ることである。指針案では、現行水準の専門的サービスのほかに、緩和した基準を設け、NPOやボランティアによるサービスの提供を可能とし、専門職員が居らずとも、食堂や機能訓練室、また消火設備がない施設でも認めるとされている。一方、専門的サービスが使えるのは、市町村などのケア・マネジメントで必要と認められる場合に限定され、特別養護老人ホームの入所は、知的・精神障害等を伴わない限り、要介護3以上に限られ、平成27年8月からは、一定以上の所得がある場合、利用料負担が現在の1割から2割負担となる。今回の改正は、福祉サービスを大きく後退させ、低所得者も含む負担増を迫るものと考え、計画策定にあたり、

本市の考え方と現在の取り組みはどうか。計画策定にあたっては、現在の要支援のサービスの継続と要介護認定の申請権を侵害しないようにし、自治体としてのサービスの後退を招かぬことを望む。

**答(市長)** 今回の介護保険法の改正では、制度の持続可能性を維持しながら、介護保険での全国一律サービスではなく、市独自の事業として、費用の削減だけでなく、対象者に応じ、多様な担い手による多様なサービスを提供できることになると考える。事業内容の設計については、担い手や単価設定を十分検討していきたい。第6期桜井市介護保険事業計画については、現在、日常生活圏域ニーズ調査の集計結果を分析しており、10月中には報告書を作成したい。策定にあたっては、今回の改正内容を踏まえ、地域支援事業主体としてサービスの低下にならないよう、要介護認定の申請について申請権を侵害することのないよう十分配慮しながら策定を進めたい。

桜井市グリーンパークごみ焼却施設の集じん灰によるダイオキシン濃度基準超過について

**問** ダイオキシンは猛毒の物質で、人体に有害であるということは言うまでもない。市長は今回の重大な事態をどのように捉えているのか。以下の点を聞きたい。

①なぜ基準値以上のダイオキシンが発生したのか。徹底した原因究明はできているか。②大阪湾フェニックスセンターへの処理灰の再搬入の目途と条件③基準値を超える測定結果が出た時点で公表しなかった理由は何か④日立造船株式会社への業務監視は万全か。また、平常運転復帰は業務委託契約の手順通り行われたのか。⑤安全でリスクの少ない施設にするため、今後は環境省が推奨する専門集団である第三者機関による環境スローパーバイザー制度を採用してはどうか。

**答（市長）** 市民の皆さんをはじめ、関係者や関係団体等大変多くの方々に多大なるご迷惑、ご心配をかけることになり、心より深くお詫び申し上げます。今後は、

このようなことが二度と起こらないよう、原因の徹底した究明とダイオキシン類等の発生抑制に万全の対策を講じるようメーカーに対し強く指示しており、最善を尽くしたい。

**答（環境部長）** ①平成14年竣工以来、基準値を超えたのは今回が初めてである。調査した結果、排ガス冷却設備内部の付着灰が混入したことによる可能性が高いと考える。現在、プラントメーカーで分析調査中である。②フェニックスをはじめ港湾関係者等の同意が必要で



ストックヤードに管理されている処理灰



あり、早期再開を目指している。③廃棄物の受け入れ側である港湾関係者等やフェニックス並びに奈良県との調整の結果、歩調を合わせ報道発表した。④業務日報等やモニタリング会議で業務監視を行っている。付着灰が混入したものによる可能性が高いと報告を受け、改善計画書と人体に影響がないことを確認し、付着灰を含まない処理灰のサンプル調査が基準値を超えていないことと、排ガスの自主測定値が環境面において全く問題ない結果であり、運転を継続している。⑤原因究明や今後の対策について、第三者機関や環境分野のスローパーバイザー的な専門家に意見、検証も含め進めたい。

議会ミニミニ知識

【議会の権限】

議会には、法律に基づき多くの権限が与えられており、市政の重要な事項を審議する大切な役割を担っています。主な権限は、次のようなものがあります。

◆議決権

議会の権限の中心となるもので、「条例の制定・改正・廃止」「予算の決定」「決算の認定」「市税等の賦課徴収」条例で定める契約の締結」など市の重要な事項について議決します。

◆選挙権・同意権

議長及び副議長を選出する選挙や選挙管理委員会などを決定する選挙を行います。また、副市長や教育委員会の委員、監査委員などといった市の重要な職に就く人を選任する際に、議会の同意が必要です。

◆検査権・監査請求権・調査権

市の事務について、適正に行われているかを監視するため、書類を検査したり、監査委員に監査を請求することができます。また、一般的に「100条調査権」と呼ば

れています。地方自治法第100条に基づき、市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。

◆意見書

公益に関することについて、市議会の意志を決定し、国・県などに提出します。

◆決議

政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。

【請願・陳情】

市民の皆さまの意見や要望を伝える方法として、請願や陳情を市議会に提出することができます。

◆請願

提出された請願書は、所管する委員会で審査され、本会議で採決されます。採決されたものは、市長や関係機関にその実現を要望します。請願を提出する場合は、紹介議員の署名、押印を受けてください。

◆陳情

提出された陳情書は、本会議で議員全員に写しの配布を行い報告します。陳情には、市議会議員の紹介は必要ありません。

# 年末年始情報

## ■年末年始のごみの収集・搬入

【環境部 ☎ 45 - 2001】

月	日	月・木コース	火・金コース	粗大ごみリクエスト	ごみ搬入(時間)	
12月	23日	火	ダンボール	もやせるごみ	通常通り受付 (☎ 46 - 3030) 午前9時～正午 午後1時～4時	通常通り受付 午前8時40分～11時30分 午後1時～4時
	24日	水	ペットボトル	もやせないごみ		
	25日	木	もやせるごみ	ダンボール		
	26日	金	雑誌・牛乳パック	もやせるごみ		
	27日	土	—	—	受付できません	午前8時40分～11時30分
	28日	日	—	カン	通常通り受付	通常通り受付 午前8時40分～午後3時
	29日	月	もやせるごみ	雑誌・牛乳パック		
	30日	火	カン	もやせるごみ		
	31日	水	—	—	受付できません	午前8時40分～11時30分
翌年1月	1日	木	—	—	受付できません	受付できません
	2日	金	—	—		
	3日	土	—	—		
	4日	日	—	—		
	5日	月	もやせるごみ	ビン	通常通り受付	通常通り受付

※ごみの収集はクリーンカレンダー通りです。

※粗大ごみは、29日までの受付分まで年内収集いたします。

※搬入できるごみは、市指定袋に入った「もやせるごみ」および「もやせないごみ」です。

※30日のごみの搬入は午前11時30分～午後1時は受付できません。



## ■年末年始のし尿の収集

【清掃公社 ☎ 45 - 2005】

月	日	業	務
12月	28日(日)	毎月1日	のコースを収集
12月	29日(月)・30日(火)	毎月2日・3日	のコースを収集
12月	31日(水)～ 平成27年1月4日(日)	休業	
平成27年	1月5日(月)～	通常どおり	

※転入や転居・転出等、し尿くみ取り家庭(従量制家庭を除く)で世帯内の人数に変更があれば、必ず連絡してください。

### ◆浄化槽清掃のお願い

「浄化槽法」では、1年に1回清掃することが義務づけられています。浄化槽を清掃しないと河川の汚染や浄化槽の故障(詰まり)の原因になりますので、1年に1回清掃を実施してください。申込は清掃公社まで連絡してください。

### ◆手数料口座振替のお願い

し尿くみ取り家庭の「一般廃棄物処理手数料(ふん尿)」の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。詳しくは市内の金融機関もしくは清掃公社まで問い合わせてください。

大丈夫ですか

水道の冬じたく

寒波の季節になると、水道管の水が凍って凍結事故が起こります。家庭では、次の点に注意し、水道管を凍結から守りましょう。

### ■水道管の冬じたくはお早めに

北向き・風当たりの強い場所および露出している水道管・屋外の散水栓・コンクリート柱・蛇口・メーターボックスなどは、市販の防寒材または毛布・布・縄などを巻き、その上にビニールなどでカバーをして、直接水がかからないようにしてください。

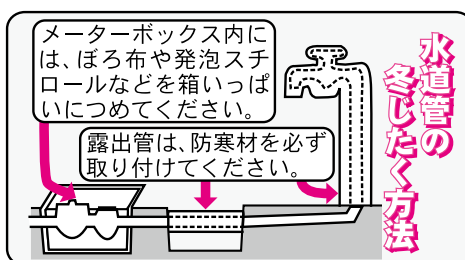
### ■水道管が凍ったら

タオルや布をかけ、その上からぬるま湯をかけてゆっくり溶かしてください。

### ■水道管が破裂したら

止水栓やストップバルブ等を締めて水を止め、市の指定工事店に修繕の依頼をしてください。(指定工事店の問い合わせは水道施設課までお願いします。)

また、日頃から止水栓などの状態を確認し、異状時には早めに水道施設課へ連絡してください。家などの建て替えやリフォームをされる際には、水道の改造申請が必要な場合がありますので、水道施設課に問い合わせてください。



【上下水道部 ☎ 42・9211 (代表)・☎ 46・0620 (水道施設課給水係直通)】

# 年末年始情報

## 市の施設の年末年始休館等状況

●…休館日 ●…休日応急診療所診療日

	12月						平成27年1月					
	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6
市役所 (☎42 - 9111)		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
桜井市民会館 (☎45 - 0964)				●	●	●	●	●	●		●	●
中央公民館 (☎45 - 0965)				●	●	●	●	●	●		●	●
市立図書館 (☎44 - 2600)				●	●	●	●	●	●	●		●
総合体育館 (☎45 - 0609)			●	●	●	●	●	●	●			
まほろばセンター (☎42 - 1973)				●	●	●	●	●	●			
埋蔵文化財センター(展示室) (☎42 - 6005) ※1			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高齢者総合福祉センター (☎43 - 1658)				●	●	●	●	●	●		●	●
市営火葬場 (☎42 - 3520) ※2							●	●				
休日応急診療所 (☎45 - 3720) 〈午前10時～午後4時および午後6時～11時〉			●		●	●	●	●	●	●		

年末の市民課窓口は大変混雑します。住民票・印鑑証明・戸籍等証明が必要な人は早めに手続きをお願いします。

※1…文化財課業務は、市役所の日程と同じです。※2…12/31は午後3時までです。

## 年末年始のコミュニティバス運行状況

○…運行 ×…運休

	12月		平成27年1月		
	30日(火)	31日(水)	1日(木)	2日(金)	3日(土)
桜井初瀬線(桜井駅南口～与喜浦)	○	○	○	○	○
朝倉台線(大和朝倉駅→仁王堂(済生会中和病院前)→大和朝倉駅)	×	×	×	×	×
多武峯線(桜井駅南口～談山神社)	○	○	○	○	○

※桜井初瀬線は、12月23日(火・祝)～平成27年1月6日(火)の間、学校休校日ダイヤで運行します。

※多武峯線は、上記の期間、土日祝日ダイヤで運行します。

▷問い合わせ先 奈良交通榛原営業所(☎0745 - 82 - 2201)

【行政経営課】

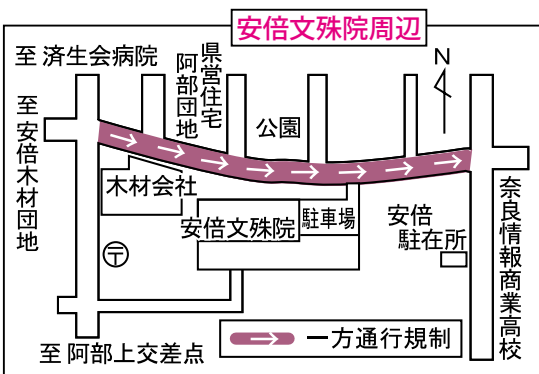
## 年末年始の交通規制(大神神社・安倍文殊院)

大神神社繞道祭および初詣、安倍文殊院の初詣のため、周辺の道路が参拝客で相当混雑します。図のとおり交通規制を実施しますので、ご協力をお願いします。また、自家用車のご利用は、できるだけ避けてください。

◇交通規制実施期間◇

《大神神社周辺》

- 12月31日午後8時～平成27年1月1日午後8時
- 平成27年1月2日～5日の各日午前8時～午後8時



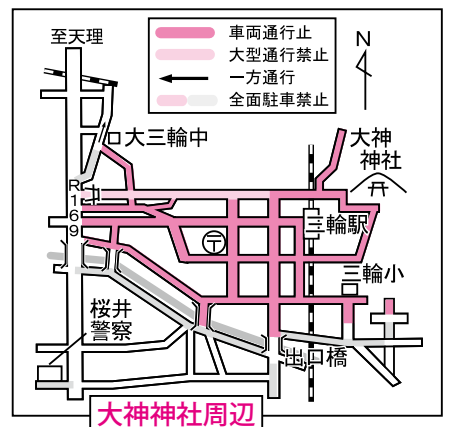
《安倍文殊院周辺》

- 12月31日午後10時～平成27年1月1日午後6時
- 平成27年1月2日～3日の各日午前8時～午後6時

※規制内容は変更の可能性があります。

※細かい規制など詳しくは、桜井警察署(☎46 - 0110)まで。

【桜井警察署】



- 毎月1日は「桜井安全・安心の日」です - 【危機管理課】

# 環境作文優秀作品



10月26日、第21回桜井市環境フェアが開催され、入選者による環境作文優秀作品の発表がありました。作文から子ども達の環境に対する思いを感じてください。(敬称略)

## 小学生の部

### 川を美しく

織田小学校6年 生駒 由奈

私は今の桜井市の川はけっこうきたないなと思っていました。かんとかタバコとか、たくさん落ちていました。お母さんにこのことについて聞いてみると、「昔はもつときたなかつたよ!!」

と言っていました。私はビックリしてました。すると、となりにいたお父さんと、おじいちゃんは、「昔はきれいで、川に入ってよく遊んでたけど。」

と言っていました。私はその時昔の川つてきれいなのかきたないのかよくわからないなあと思いました。おじいちゃんとお父さんが言っていた、「きれいな川によく入って遊んでいた。」というのがすごくうらやましいです。今の桜井市の川が昔のようにきれいなれば、私も川に入って遊べていたかもしれないのかなあと思いました。きれいな川にするには、まず私のできることからだなあと考えました。そのとき、思いついたのがボランティア活動の参加でした。私たちが自主的にボランティアに参加して、きれいに

していくのが私が今一番できることかなあと思いました。最近、私はボランティアに参加するのは大変なのであまり参加していませんでした。そのようなことが川がよれていく原因の一つなのかなと思いました。川がきれいになっていったら、魚たちもすみやすい環境になるし、私たちも気持ちよくなるだろうと思いました。



## 中学生の部

### 「我が地球」のために出来ること

桜井東中学校1年

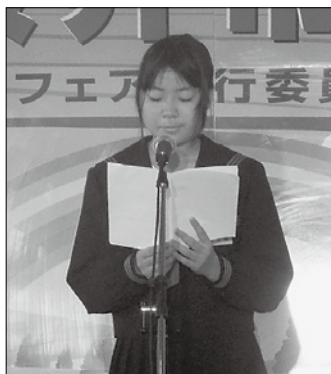
谷岡 華

私は、一学期に社会の授業で地球温暖化について勉強しました。地球温暖化が進むと、南極にある氷や高山にある氷河が溶けて海面が上昇し、海岸沿いの地域では高潮の被害や将来的には陸地が水没するおそれがあります。また、森林面積の約三分の一にあたる地域で植物の構成が変わったり、砂漠化したりするおそれがあると考えられています。その地球温暖化の原因は、化石燃料を燃やすことで生じる温室効果ガスの排出量が増えたことによります。

このまま放っておいてはいけません。地球の温度を少しでも下げするために私ができる事は何かあるだろうかと考えてみました。身近なところではクーラーの温度を下げすぎないことが思いつきます。クーラーは家の中を涼しく快適にしてくれるけれど、外には熱風を排出してしまっています。私の家では少しでもクーラーに頼らない生活をするためにグリーンカーテンを作っています。今年の春にお父さんとホームセンターへ行き、

きゅうりの苗を四本買って来て窓辺に植えました。夏休みの今ではきゅうりは元気に成長して緑の葉が繁って太陽の日差しをやらわげてくださいます。私はきゅうりが大好きなので、実がなると収穫するのは私の役目で毎日おいしくただいでいます。地球のためになるし、おいしく食べられるし、これはまさに一石二鳥です。最近では町の色んな場所でゴーヤや朝顔などのグリーンカーテンを目にするのが多くなりました。地球にやさしくする心を持った人が増えていと思うと嬉しくなります。

もつともつと地球のために出来ることはないでしょうか。小さな事でも大勢で積み重ねていけば地球の温度を下げる事が出来ると思います。未来のために、今出来ることをやりましょう!!



【環境部】

## 犬の飼い主のみなさんへのお願い

犬のしつけやフンの処理は飼い主のマナーです。一人のマナーの低下により、周囲には多大な迷惑がかかります。犬の散歩時にはフンを処理する道具を持参し、飼い主が責任を持って後片付けをしましょう。また、犬・猫のご相談などは、動物愛護センター（☎0745 - 83 - 2631）へ問い合わせてください。



## 環境川柳入選作品

環境フェアに応募された多数の環境川柳の中から、入選の環境川柳優秀作品を発表します。〈敬称略〉

桜井市長賞

「ゴミは言う

よみがえりたい 私達」

桜井市／岡田 貴久子

環境フェア実行委員会会長賞

「粗大ごみ

みがかれ二度の

勤め待つ」

桜井市／植田 恒子

桜井川柳会会長賞

「清掃が 終り緑に 深呼吸」

桜井市／尾崎 順子

【環境部】

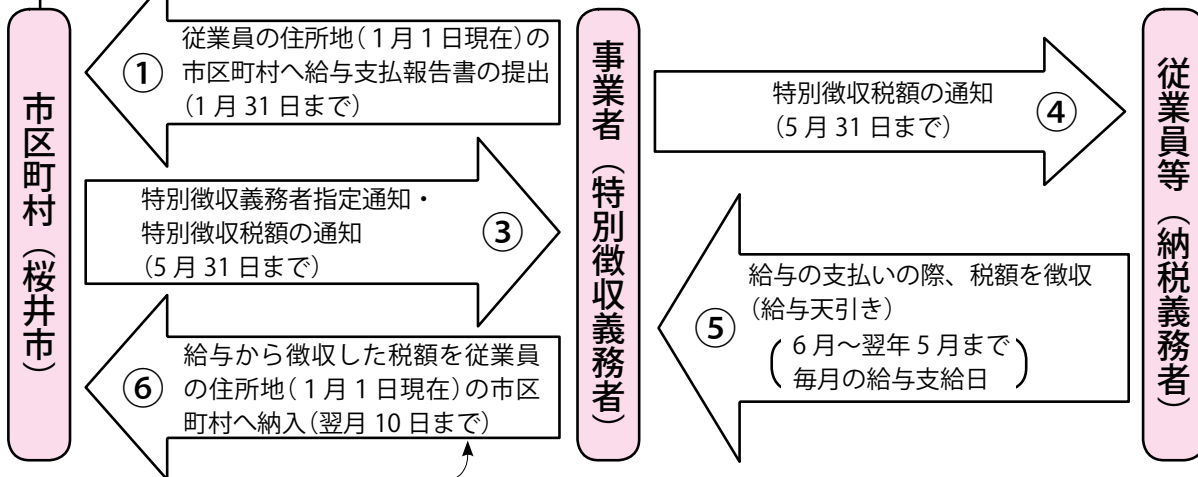
### ◆特別徴収とは…

給与支払者（事業者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員等に支払う給与から個人住民税を差し引いて、市区町村に納入していただく制度の事です。（地方税法第321条の3）

※個人住民税とは、個人の前年中（1月1日～12月31日）の所得に対してかかる市・県民税の事です。

#### ② 特別徴収税額の計算

※給与から徴収していただく税額は、市区町村にて計算のうえ通知します。



※従業員が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度があります。

●奈良県全体で、個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底すべく取り組んでいます。

●給与支払者（事業者）のみなさんは、法令に基づく適正な特別徴収の実施にご協力をお願いします。

### ◆特別徴収義務者とは…

地方税法第41条、第321条の4および第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、特別徴収義務者として指定されます。これにより、パート・アルバイト、専従者、役員を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することとなります。事業者や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。

また、地方税法第317条の6により、給与支払者には、すべての従業員等の給与支払報告書を市区町村に提出することが義務付けられています。

なお、退職者で総支給額が30万円以下の場合には提出が義務付けられていませんが、公正な所得把握のため提出の協力をお願いします。

◆個人住民税の特別徴収（給与天引き）の対象者とは  
平成26年中（1月1日～12月31日）に課税対

象所得があり、平成27年4月1日現在において給与の支払いを受けている人が対象です。よって、これまで個人で納付（普通徴収）をしていた人でも、先に当てはまる人は特別徴収の対象者となります。

また、税額決定通知書等は、事業所を通じて（個人情報保護シール貼付）渡されることとなります。

#### ◆特別徴収ができない人とは

退職者など特段の理由がある場合には普通徴収が認められます。なお、次の理由に該当する場合には別途切り替え手続きが必要です。

- A. 給与支払のない月がある
- B. 給与の支払形態が日払いのため天引きできない
- C. 他の事業所で特別徴収

不明な点は、税務課市民税係（☎42 - 9111 内線541・542）まで問い合わせてください。【税務課】

事業者のみなさん 従業員のみなさん  
桜井市では、個人住民税の特別徴収による納付の推進に取り組んでいます！

# 第43回

# 桜井市表彰

## □産業の振興

根田 裕行さん  
幕田 隆司さん  
吉崎 和雄さん  
吉田 洋子さん  
萩原 弘己さん  
岩本 力さん  
豊田 穰一さん  
谷口 政信さん  
澤 伸嘉さん

## □社会福祉の増進

山本 史郎さん  
近藤 茂男さん  
瀬村 季世子さん  
大島 鳳淳さん  
表 和成さん  
角田 紘子さん  
福田 伊玖子さん  
山原 尚子さん  
喜多 昭賢さん  
中村 高子さん  
荻野 光子さん  
水野 キミ子さん

## □教育の振興

木村 勝代さん  
近藤 江利子さん  
谷森 茂雄さん  
竹本 忠由さん  
南 孝行さん

## □自治の振興

北中 豊治さん  
橘 秀裕さん  
井口 義雄さん



11月3日、文化の日に第43回市表彰式が行われました。  
この表彰式は、市の表彰条例に基づき、自治・産業・観光・スポーツなどの振興および公益の増進のために貢献され、市民の模範としてその功績が顕著な人に贈られます。今年も、29名が表彰されました。  
この他、消防活動の功労者の表彰については、新年1月5日の消防出初式に行われます。

【秘書課】



桜井市国保に加入しているみなさんへ

## 今年の特健診は

済んでいますか？

6月から特定健診がスタートし、6か月が経過しました。(対象の人には5月末にピンク色の封筒で受診券をお送りしています。)

これからの季節は、忘年会や正月などで生活習慣が乱れがちになります。また、インフルエンザの流行により医療機関が混雑することが予測されます。できるだけ普段の体の状態を知るためにも、早めに受診をお願いします。

受診券をお持ちでない場合は、再交付が可能です。気軽に給付係まで問い合わせてください。

## お知らせ

現在、特定健診を受診していない人を対象に、電話での健診案内を行っています。質問等は給付係まで問い合わせてください。

▽問い合わせ先 保険医療課 給付係 (☎42・9111 内線 527・526)

【保険医療課】





## 12月3日～9日は『障害者週間』です

障がいを持つ人が社会、経済、文化など、さまざまな活動に参加する意欲を高めるための啓発週間です。心身に障がいを持つ人への理解を深めましょう。

### ◆知って欲しいこと

障がいは、病気や事故と同じく誰にでも生じ得るものです。

そして、障がいは多種多様で、同じ障がいでも症状は一律ではありません。

しかし、目が悪くなれば眼鏡をかけるように、不自由さを補う道具・援助があれば活躍できることはたくさんあります。

少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障がいのない人と同じ職場で働いている人や、趣味やスポーツなどで活躍している人もたくさんいます。

### ◆障がいのある人に、こんな配慮をお願いします

・温かく接してください。

・困っていそうな場面を見かけたら

「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。

「障がいがあるから」と決め付けしないでください。

それぞれの個性や能力が活かせることを一緒に考えてみましょう。

・介助者がいても、介助者ではなく本人に話しかけましょう。

・障がいだけを見るのではなく、その人の全体像を見て接しましょう。



### ◆「あいサポート運動」

桜井市は、奈良県よりまほろば「あいサポート運動」を推進する「あいサポート団体」の認定を受けました。

### ●「あいサポート運動」って？

障がいの特性・障がいのある人の困っていること・必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく活動です。

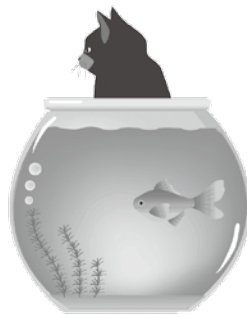
## こころの健康度 何度ですか？

～こころの体温計でストレスチェック～

近ごろ、何か楽しい気分になれなかったりよく落ち込んでいたりしていませんか。そんなときは、こころの温度が下がっているかもしれません。楽しい気分になるためにはこころの中にもエネルギーが必要です。この機会にこころの温度を測ってみてはいかがでしょうか。

▷利用方法 市のホームページから、または <https://fishbowlindex.jp/sakurai/> に直接アクセスしてください。QRコードからもアクセスできます。

健康状態や人間関係などの質問に回答すると、ストレス度が金魚鉢のイラストで表示されます。



ストレス度が比較的低い場合の例



ストレス度が比較的高い場合の例

【社会福祉課】

児童虐待と思ったらすぐお電話を！

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 0570 - 064 - 000 (24時間対応)

「キッズ」SOS 事務局 (桜井市役所児童福祉課)

月～金曜日 午前9時～午後5時

☎ 0744 - 42 - 9111 内線 213・296

児童家庭支援センターあすか

休日、夜間の午後5時～翌朝9時も対応します

☎ 0744 - 44 - 5800

緊急時：桜井警察署 ☎ 0744 - 46 - 0110

## 今月の市税・保険料

納期限は12月25日(木)です。

市税

■固定・都計税〈3期分〉

■国民健康保険税〈6期分〉

保険料

■介護保険料〈6期分〉

■後期高齢者医療保険料〈6期分〉

※納め忘れのないように、注意してください。

## 健康だより

※お問い合わせは健康推進課  
(保健会館 ☎45-3443)へ  
番号のおかけ間違いのないようにご注意ください。



## 1月の保健事業

## 乳幼児対象事業(妊婦・乳幼児と保護者対象)

乳幼児健康診査 (対象者には個人通知します)					
事業名	対象者	日時(受付時間)	場所	内容	持ち物
4か月児 健康診査	平成26年9月1日 ～9月15日生まれ	平成27年1月19日(月) 13:00～14:00	保健 会館	身体計測・問診・診察(内 科)・離乳食の話・育児 相談	母子健康手帳・乳幼 児健康管理票・問診 票・バスタオル
	平成26年9月16日 ～9月30日生まれ	平成27年1月30日(金) 13:00～14:00			
10か月児 健康診査	平成26年3月1日 ～3月15日生まれ	平成27年1月16日(金) 13:00～14:00		身体計測・問診・診察(内 科)・育児相談・歯科相談・ 栄養相談	母子健康手帳・問診 票・バスタオル
	平成26年3月16日 ～3月31日生まれ	平成27年1月29日(木) 13:00～14:00			
1歳6か月児 健康診査	平成25年6月1日 ～6月15日生まれ	平成27年1月8日(木) 13:00～14:00		身体計測・問診・診察(内 科・歯科)・育児相談・ 歯科相談・栄養相談・発 達相談	母子健康手帳・健康 診査票・歯科診査票
	平成25年6月16日 ～6月30日生まれ	平成27年1月9日(金) 13:00～14:00			
2歳6か月児 歯科健康診査	平成24年6月生まれ	平成27年1月8日(木) 9:00～10:00	問診・診察(歯科)・歯 科相談・育児相談 ※保護者の歯科健診も実 施しています。	母子健康手帳・歯科 診査票(子ども用・ 保護者用)・質問票・ ハブラシ・タオル	
3歳6か月児 健康診査	平成23年6月1日 ～6月15日生まれ	平成27年1月22日(木) 13:00～14:00	尿検査・身体計測・問診・ 診察(内科・歯科)・育児 相談・歯科相談・栄養相 談・発達相談	母子健康手帳・健康 診査票・アンケート 票・当日朝一番の尿	
	平成23年6月16日 ～6月30日生まれ	平成27年1月23日(金) 13:00～14:00			

相談・教室						
事業名	対象者	日時	場所	内容	持ち物	申込
すくすく相談 (乳幼児 健康相談)	主に生後9か月未 満の乳児	平成27年1月15日(木) 9:30～10:00 ▲	保 健 会 館	身体計測・育児相談・栄 養相談	母子健康手帳・ バスタオル	不 要
	主に生後9か月～ 1歳7か月未満の 乳幼児	平成27年1月27日(火) 9:30～10:00 ▲				
マタニティ教 室 ◆	妊娠4か月～8か 月未満の妊婦及び その家族	平成27年1月13日(火) 9:30～12:00 ○	●	ママのからだの話(保健 師) 妊娠中の食生活の話 (栄養士)	母子健康手帳・ 筆記用具	要 (定員 20名)
		平成27年1月20日(火) 9:30～12:00 ○	保 健 会 館	生まれたばかりの赤ちゃ んの話、沐浴実習等(助 産師・保健師)		
		平成27年1月26日(月) 9:30～12:00 ○		赤ちゃんとママの歯の話 (歯科衛生士) 子育てサー ビスの話(保健師)		

▲…受付時間 ○…実施時間 ●…まほろばセンターエルト桜井2階

◆…〈要申込〉の事業は電話で健康推進課(☎45-3443)まで。

歯周疾患・骨粗しょう症検診を受けられましたか？

左記に該当する人は歯周疾患・骨粗しょう症検診を受けることができます。対象の検診をまだ受診されていない人は、早期発見・早期治療のため、この機会にぜひ受診しましょう。

・歯周疾患検診

▽対象 桜井市内に居住する平成26年3月31日現在で左記の年齢に該当する人

70歳	60歳	50歳	40歳
昭和19年3月31日生まれの人	昭和18年4月1日～昭和29年3月31日生まれの人	昭和38年4月1日～昭和39年3月31日生まれの人	昭和48年4月1日～昭和49年3月31日生まれの人

- ▽実施期限 平成27年2月28日
- ▽実施場所 市内実施医療機関
- ▽検診内容 問診・歯周組織検査(診察)
- ▽料金 無料
- ▽申込方法 電話で健康推進課まで申込んでください。申込み後、歯周疾患検診問診票を送りますので、問診票を持って受診してください。
- ※問診票がないと受診できません。
- ▽申込先 健康推進課(保健会館)

(☎45-3443)

・骨粗しょう症検診

▽対象 桜井市内に居住する平成26年3月31日現在で左記の年齢に該当する女性

70歳	65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳
昭和19年3月31日生まれ的女性	昭和18年4月1日～昭和24年3月31日生まれ的女性	昭和23年4月1日～昭和29年3月31日生まれ的女性	昭和33年4月1日～昭和34年3月31日生まれ的女性	昭和38年4月1日～昭和39年3月31日生まれ的女性	昭和43年4月1日～昭和44年3月31日生まれ的女性	昭和48年4月1日～昭和49年3月31日生まれ的女性

- ▽実施期限 平成27年2月28日
- ▽実施場所 市内実施医療機関
- ▽検診内容 問診・骨塩定量測定
- ▽料金 1,300円(ただし、無料になる人がいます。詳しくは問い合わせてください。)
- ▽申込方法 電話で健康推進課まで申込んでください。申込み後、骨粗しょう症検診問診票を送りますので、問診票を持って受診してください。
- ※問診票がないと受診できません。
- ▽申込先 健康推進課(保健会館)

(☎45-3443)

父と子の料理教室

～食生活改善推進員と一緒に 食事について楽しく学びましょう！～

- ▷対象者 年長児～小学3年生とその保護者
- ▷日時 平成27年1月25日(日) 午前10時～午後1時
- ▷場所 中央公民館 調理実習室
- ▷持ち物 エプロン・三角巾・ふきん3枚・タオル
- ▷定員 12組
- ▷料金 1組500円(子2人目から100円追加)
- ▷申込方法 平成27年1月22日(木)までに電話で健康推進課(☎45-3443)へ申込んでください。



生活習慣病予防クッキング教室

～食生活改善推進員とともに… プチ講座もあります～

- ▷対象者 40歳以上の市民
- ▷日時 平成27年1月28日(水) 午前10時～午後2時
- ▷場所 中央公民館 調理実習室
- ▷持ち物 エプロン・三角巾・ふきん3枚・タオル
- ▷定員 30人
- ▷料金 300円
- ▷申込方法 平成27年1月23日(金)までに電話で健康推進課(☎45-3443)へ申込んでください。

◎ 検(健)診をうけましょう ◎

「さくら号」で胃がん検診の市内巡回検診を行います(平成27年1月20日まで)。申込み方法等、詳しくは広報わかざくら10月号の折り込みチラシをご覧ください。定員になり次第締め切ります。

※妊娠中または妊娠の可能性のある人、授乳中の人は検診を受けることができません。胃腸疾患の治療中の人のかかりつけの医療機関で受診してください。

▷問い合わせ先 医療センター(☎45-2505)、または健康推進課(☎45-3443)

平成26年度の乳がん検診の申込受付期間がもうすぐ終了します！

今年度の乳がん検診は受診されましたか？乳がん検診の申込受付期間は平成27年1月30日（金）で終了します。まだ受診されていない人は早めに受けましょう。

項目	対象者	内容	自己負担金	受診方法
乳がん検診	40歳以上の女性	問診、乳房X線検査（マンモグラフィ）、視触診	2,300円	電話で健康推進課へ

※乳がん検診は、職場健診等に同等の健診（検診）を受ける機会のない人を対象に、実施にかかる費用のうち一部を公費で負担する制度です。自己負担金が無料になる人は、以下のとおりです。

- ① 75歳以上の人
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ③ 生活保護を受けている人
- ④ 市民税非課税世帯の人

③または④に該当する人は、受診する前に健康推進課まで連絡してください。

※健診（検診）毎に実施期間中1人1回限りです。ただし、2年に1回のため、平成25年度に公費負担で受診した人は今年度の公費負担の対象になりません。

※実施医療機関については問い合わせてください。実施医療機関によっては定員に達した場合、受診できないこともあります。あらかじめご了承ください。

▷問い合わせ先 健康推進課（☎45 - 3443）

満65歳以上のインフルエンザ予防接種は12月末で終了します。

高齢者インフルエンザ予防接種は12月31日終了となります。（ただし、昭和24年12月生まれの人の接種期間は、平成27年1月31日までです。）

▽対象者 接種時点で満65歳に達し、自ら接種を希望する人。また、満60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に自己の身の周辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人で、なおかつ、障害者手帳を持っている人で医師が必要と認め、自ら接種を希望する人。

▽料金 1,500円（生活保護を受けている人、市民税非課税世帯の人は無料になります。市民税非課税世帯の人は、受ける前に健康推進課で手続きをしてください。）

※期間を過ぎた場合や同じ年度内で2回目以降の接種は全額自己負担になります。

▽実施場所 市内の予防接種実施医療機関（2014年度健康カレンダーに掲載）に予約が必要です。市外医療機関で接種希望の場合は問い合わせてください。

※平成26年1月1日以降に65歳になる人は、個人通知しています。66歳以上の人は、市内実施医療機関に予約票を備え付けてあります。

▽問い合わせ先 健康推進課（保健会館）  
（☎45 - 3443）

桜井保健所動物愛護センター  
（うだ・アニマルパーク内）  
による野犬捕獲・引取り



▽捕獲最終日 12月18日（木）  
▽引取最終日 12月19日（金）  
※平成27年1月5日（月）から通常どおりの業務を行います。

▽問い合わせ先 桜井保健所動物愛護センター  
（☎0745・83・2631）

健康相談

「健診結果が気になる」「生活習慣を見直したいが、具体的に何をしたらいいの？」等、生活習慣病に関する相談を受付けています。また、生活改善をしないといけないのは分かっているけど実行ができない人に対して、実行に向けてのお手伝いをします。必ず電話で申込んでください。

要予約

▽日時 平成27年1月21日（水）  
午前9時30分～11時

▽場所 市役所3階第1会議室

▽内容 保健師・管理栄養士の健康相談、\*血圧測定、\*身長・体重測定、\*体脂肪測定、\*尿検査  
☆は必要な人のみ実施

▽持ち物 健康手帳、検査結果等、健康状態がわかるもので必要と思われるものをご持参ください。

▽料金 無料  
▽申込・問い合わせ先 健康推進課（☎45・3443）



# 図書館からのお知らせ

## ●年末年始のお知らせ

年末年始の休館（12月29日（月）から翌年1月4日（日）まで）に伴いまして、特別貸出を行います。

▷実施期間 12月13日（土）～28日（日）  
（※火曜日休館）

▷貸出冊数 10冊                      ▷貸出期間 4週間

※詳しくは、館内の掲示や図書館（☎44 - 2600）まで問い合わせてください。

## ●図書館冬のプチ文化祭

▷日時 12月14日（日）午後0時30分～4時35分

▷場所 図書館研修室

▷対象 一般                                      ▷費用 無料

▷出演者 ▶桜井高等学校／吹奏楽部・ギター部ほか  
▶奈良情報商業高等学校／吹奏楽部・情報研究部ほか  
▶関西中央高等学校／新体操部・軽音楽同好会ほか  
▶桜井中学校／放送部

▷申込受付 当日参加、申込不要

## おはなし会の案内（当日参加）

『桜井おはなしの会』や『子ども読未知』、職員によるおはなし会を開催しています。 ※大人も入場できます

月	日	対象	時間	内容	場所
12	6日（土）	こども（小学生から）	午後3時～3時30分	おはなしや絵本の読み聞かせなど	おはなしのへや
	13日（土）	こども（3歳～6歳）			
	20日（土）	どなたでも	午後3時～4時	クリスマス会 絵本と音楽のコラボ	
	27日（土）	こども（2歳まで）	午後3時～3時15分	絵本の読み聞かせなど	

●新しい本の情報については、図書館内の配布資料やホームページでも見るすることができます。

☆お願い 次に読みたい人が待っている場合もありますので、本の返却期限は必ず守ってください。

期限を過ぎててもご返却がない場合、貸出停止になることがあります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◎今月の休館日は、**毎週火曜日と第2金曜日（12日）、年末年始（12/29～H27.1/4）**です。

【図書館☎44 - 2600 ホームページアドレス <http://www.library.sakurai.nara.jp>】

## 軽自動車税の税率が変わります（平成27年4月1日から適用開始）

地方税法の改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変更されることになりました。



原動機付自転車・軽二輪・  
二輪の小型自動車・小型特殊自動車

税率（年額）		現行	改正後
車種			
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超～250cc以下）		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円
被牽引自動車	ボートトレーラー	2,400円	3,600円



三輪・四輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以降に新車新規登録を受けた車両から新税率が適用されます。また、環境への負荷の低減を図るため、新車新規登録から13年を経過した車両は平成28年度から重課税率が適用されます。

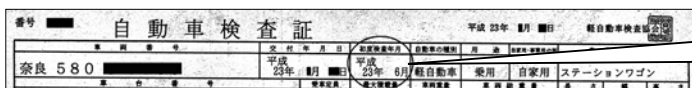
車種		税率（年額）			
		① （現行税率）	② （新税率）	③ （重課税率）	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

①…平成27年3月31日以前に新車新規登録をした車両については、新車新規登録から13年を経過するまでは現行税率が適用されます。

②…平成27年4月1日以後に新車新規登録をした車両については、平成27年度から新税率が適用されます。

③…新車新規登録から13年を経過した車両（電気自動車などを除く）については、平成28年度から重課税率が適用されます。

※平成28年度から重課税率が適用されるのは、平成14年以前に新車新規登録された車両です。



新車新規登録の年月は自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

【税務課】

# お知らせ

制度・行政情報・相談・募集・  
催し・講座・教室・スポーツなど

## 制度・行政情報



### 選挙人名簿の縦覧

公職選挙法第22条第1項の規定に基づき、12月2日に新しく桜井市の選挙人名簿に登録された人を掲載した書面を、次のとおり縦覧できます。

▽日時 12月3日(水)

～7日(日)

午前8時30分～午後5時

▽場所 選挙管理委員会事務局(市役所3階)

◆**選挙人名簿登録資格を有する人は、次のとおりです。**

日本国民で以下の要件を満たす者

▽年齢条件 平成6年12月2日以前(同日含む)に生まれた人であること。

▽住所要件 平成26年9月1日以前(同日含む)に、本市に住民票が作成され(他市町村から本市に住所を移した人で転入届けをした人については当該届出がな

れ)引き続き12月1日現在において本市の住民基本台帳に登録されている人。

※平成26年9月3日から12月2日までの間に新たに本市の在外選挙人名簿に登録された人を掲載した書面も縦覧できます。

【選挙管理委員会】

### 農業委員会委員 選挙人名簿への登録申請

～平成27年1月10日まで

農業委員の選挙権を有するには、桜井市農業委員会委員選挙人名簿に登録されていなければなりません。この名簿に登録されるには、毎年1月1日現在の状況を記入した「登録申請書」を1月10日(土)までに農業委員会を経由して選挙管理委員会に提出することになっていきます。登録資格のある人は、漏れ落ちのないよう申請してください。

### ◆名簿登録資格

- ①桜井市農業委員会管轄の区域内に住所を有していること
- ②年齢20歳以上(平成7年4月1日以前に生まれた人)

③10アール以上の農地につき

耕作の業務を営む人およびその同居の親族またはその配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する人

④欠格事項(犯罪等)に該当しないこと

▽問い合わせ先

農業委員会事務局(☎42-9111内線356)

【農業委員会事務局・  
選挙管理委員会事務局】

### 製造事業所のみなさんへ

経済産業省では、工業統計調査を平成26年12月31日現在で実施します。本調査は、製造業を営む事業所を対象に1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにするものです。12月下旬から調査員が訪問しますので協力よろしくお願ひします。なお、みなさんから提出された調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いします。

【商工振興課】

## けいさつコーナー

### ○年末年始のお願い 盗難事件の被害に遭わないために

年末年始は、買い物やあいさつ回りなどで、家を留守にしたり、多額の現金を持ち歩く機会が増えます。空き巣や、ひったくり被害にあわないように

- ・家の戸締まりを確実に
- ・空き巣被害防止には、近所の目(チャレンジ絆)
- ・自転車の前かごなどには防犯ネット
- ・カバンを持つ手は、車道とは反対側に

### 暴力団の排除

年末年始は、暴力団にとつて、縁起物の売りつけなど、資金稼ぎのかっこうの時期です。

- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団に金を渡さない
- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団とつきあわない

暴力団などから不当な売りつけなどあれば、警察への連絡をお願いします。

### 飲酒運転の根絶

年始年末は、お酒を飲む機会が増えます。

- ・お酒を飲むときには、絶対に車を運転しない
- ・お酒を飲んだ翌日は、前日のお酒が残っている可能性があるため、公共交通機関を利用する
- ・お酒を飲む機会には、ハンドルキーパーを決める

など、絶対に飲酒運転をしないようにしてください。飲酒運転の先に待ち受けているのは、交通事故などの悲しい結末です。大切な家族のため、飲酒運転の根絶にご協力ください。

【桜井警察署 ☎46-01110】



児童扶養手当・特別児童扶養手当の案内

【児童扶養手当】

児童扶養手当は、ひとり親家庭等（父または母と生計をとるにできない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童の母または父、あるいは父母にかわってその児童を養育している人）に支給されます。ただし所得制限があります。また、児童が児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所していたり、里親に委託されているときは、支給されません。また、平成10年3月31日以前に手当の該当要件が生じた人は、正当な理由がない限り請求できません。 ※この場合の児童とは、18

【特別児童扶養手当】

特別児童扶養手当は、身体や精神に中程度以上の障がいを持つ児童を家庭で養育している父もしくは母、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。ただし所得制限があります。また、対象児童が児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所しているとき、および対象児童が障がいを受給事由とする公的年金を受けることができるときは支給できません。 ※この場合の児童とは、20歳未満の人をいいます。 ▽問い合わせ先 児童福祉課 とも福祉係（☎42・9111内線281）

歳に達する日以降最初の3月31日までの人を行います。

福祉医療（乳幼児・小児等医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療）費助成金の支給時期変更のお知らせ

- ・通常償還 県外受診や、やむを得ず福祉医療受給者証を病院へ提示できず、市役所で領収書等により助成金を請求する方法 ⇒平成27年1月以降の福祉医療費助成金請求分から、助成金の支給時期が3か月後\*となります（県外受診分や、補そう具などの療養費は今までどおり）。
・自動償還 県内の病院で福祉医療受給者証を提示するだけの方法 ⇒今までどおり、助成金の支給時期は3か月後\*のままです。
※状況により遅れる場合があります。

【保険医療課】

『母子家庭の母および父子家庭の父へ』自立支援と給付』

【自立支援教育訓練 給付金事業】

母子家庭の母および父子家庭の父が就職に有利な教育訓練を受講する場合、母子家庭または父子家庭の自立の促進を図るため、その受講に要する費用の一部を給付するものです。
▽対象者 母子家庭の母および父子家庭の父
▽事前相談 申請には事前相談が必要ですので、受講前に必ず相談してください。
▽対象となる教育訓練講座 雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育訓練講座等
▽支給額 受講のために支払った費用の20%相当額（上限10万円、下限4千円）

【高等職業訓練促進 給付金等事業】

母子家庭の母および父子家庭の父が就職するのに有利で、生活の安定に資する資格の取得を推進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間支給することにより、生活の負担の軽減を図り資格取得を容易にする

ることを目的とします。
▽対象者 市内在住で、2年以上のキャリアラムを修業することを予定する母子家庭の母および父子家庭の父（平成25年4月1日以降入学した人から対象です。）
▽事前相談 児童福祉課窓口で事前相談を随時行います。申請には事前相談が必ず要ですので、受講前に必ず相談してください。

【対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等（国家資格）】

▽支給期間および支給対象修業期間
【平成25年4月1日以降入学した人】
修業中の全期間（上限2年）
・市民税非課税世帯 100,000円
・市民税課税世帯 70,500円
【平成24年度に入学した人】
修業中の全期間（上限3年）
・市民税非課税世帯 100,000円
・市民税課税世帯 70,500円
【平成24年3月31日までに入学した人】
修学中の全期間
・市民税非課税世帯

141,000円
・市民税課税世帯 70,500円
※どの事業にも受給要件がありますので、詳しくは児童福祉課 とも福祉係（☎42・9111内線281）へお問い合わせください。
【児童福祉課】

市立小・中学校および幼稚園の講師登録について

平成27年度の市立小学校・中学校および幼稚園の講師の採用（補充）を予定しています。講師を希望する教員免許状を持っている人、または取得見込みの人は、ぜひ登録してください。
▽登録方法 必要書類を揃えて学校教育課（大字粟殿202中央公民館2階）へ提出。
▽必要書類
・履歴書（様式問わず）
・教員免許状の写し
・免許更新を終えた人はその証明の写し
▽問い合わせ先 学校教育課（☎42・9111内線618） 【学校教育課】

平成27年度の市立小学校・中学校および幼稚園の講師の採用（補充）を予定しています。講師を希望する教員免許状を持っている人、または取得見込みの人は、ぜひ登録してください。

**太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)について**

- 償却資産とは、土地・家屋以外で事業に使用する資産(自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)を言います。太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。ただし、個人の住宅用で余剰電力を電力会社に売却する場合は申告の対象になりません。
- ※再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置について
- ▽根拠法令 地方税法附則第15条第31項、地方税法施行規則附則第6条第54項
- ▽軽減対象 経済産業省による「固定価格買取制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備(ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kw未満)を除く)
- ▽軽減内容 課税標準額の3分の1(新たに課税されるようになってから3年度間)
- ▽取得時期 平成24年5月29日から平成28年3月31日
- ▽必要書類 経済産業省発行

の「10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し

▽問い合わせ先 税務課固定資産税係(☎42・9111 内線543・544)

**取り壊された建物の届出はお早めに**

平成26年12月末日までに取り壊された建物があれば、平成27年2月未までに届出をお願いします。

※取り壊し後に届出がないと、来年度以降も課税台帳に登録されたままになりますので注意してください。

▽届出・問い合わせ先 税務課固定資産税係

(☎42・9111 内線543・544) **【税務課】**



**都市計画道路の見直しについて**

意見を募集します

市では、現在整備されていない都市計画道路について、近年の社会経済情勢の変化を

踏まえた見直しを進めてきました。このたび、都市計画道路の見直し案がまとまりましたので、案に対する意見を募集します。

**◆案の公開**

▽公開場所 都市計画課窓口(市ホームページにも掲載します)

▽公開期間 12月16日(火)～平成27年1月27日(火)

**◆意見募集**

- ▽意見書を提出できる人
  - ・市内に住所または事業所を有する人
  - ・市内に勤または在学している人
  - ・市税の納税義務がある人
  - ・その他、この案件に利害関係がある人

▽募集期間 12月16日(火)～平成27年1月27日(火)

▽提出方法 郵送、FAXまたは直接持参

▽意見書様式 都市計画課窓口で配布します。または市ホームページ(<http://www.city.sakurai.lg.jp>)でもダウンロードできます。

▽問い合わせ先 都市計画課 景観まちづくり係(☎42・9111 内線223 FAX46・1782) **【都市計画課】**

**コミュニティバスの愛称募集!**

来年度、桜井市のコミュニティバスのルートが変更となり、市内の商業施設や駅、公共施設を循環する路線ができます。そこで、このバス路線の『愛称』を募集します。

応募していただいた内容は選考を行い、決定した愛称を広報紙や市ホームページ、バス路線の開通式で大々的に発表します。みなさんの応募、お待ちしております!

**《応募方法》**

- ▷必要事項 考案した路線の愛称、氏名、住所、電話番号
- ▷応募方法 ハガキ、FAXで下記応募先へ。市ホームページ(<http://www.city.sakurai.lg.jp>)からも応募できます。
- ▷応募・問い合わせ先 行政経営課(〒633-8585 大字粟殿432-1 ☎42-9111(内線256) FAX46-1782)
- ▷備考 市外の人でも応募できます。選考から漏れた人への通知は行いませんので、ご了承ください。



**【行政経営課】**

**自衛官募集**

**【防衛大学校学生(一般後期)】**

▽資格 高卒(見込含) 21歳未満の男女

▽受付期間 平成27年1月21日～1月30日

▽試験日

1次…平成27年2月28日  
2次…平成27年3月13日

**【高等工科学校生徒】**

▽資格 中卒(見込含) 17歳未満の男子

▽受付期間および試験日  
●推薦 受付…11月1日～12月5日 試験日…平成27年1月10日～12日(内1日)

●一般 受付…11月1日～平成27年1月9日 試験日…平成27年1月24日

〈2次〉平成27年2月5日～8日

詳しくは、自衛隊天理募集案内所(☎0743・63・2540 ホームページ <http://www.mod.go.jp/pcow/nara>)まで。 **【市民課】**



平成26年度 桜井市排水設備等工事責任技術者の新規登録について

市内で、排水設備工事をするためには、責任技術者の登録が必要です。

県下水道排水設備工事責任技術者試験に合格した人で、登録がまだの人は、この機会に登録をお願いします。

また、新たに指定工事店の登録を考えている人は、責任技術者の登録が済んでいないと指定工事店の登録はできませんので、注意してください。

▽受付期間 平成27年1月5日(月)～30日(金)

▽申込方法 上下水道部3階下水道課に新規登録申請書を提出(申請書は市ホームページの電子行政サービスよりダウンロードできます)。

▽新規登録料 3,000円

※桜井市排水設備等工事責任技術者証の有効期間は、合格もしくは更新講習受講年度より5年以内となります。

詳しくは下水道課(☎42-9211内線41・49)まで。

【下水道課】

### 桜井市男女共同参画に関する意識調査結果より(3)

前回に続き、今後の男女共同参画推進・啓発のための基礎材料とするために平成25年12月に実施した桜井市男女共同参画に関する意識調査結果を報告します。

◆回答いただいたその結果の一つを紹介します。

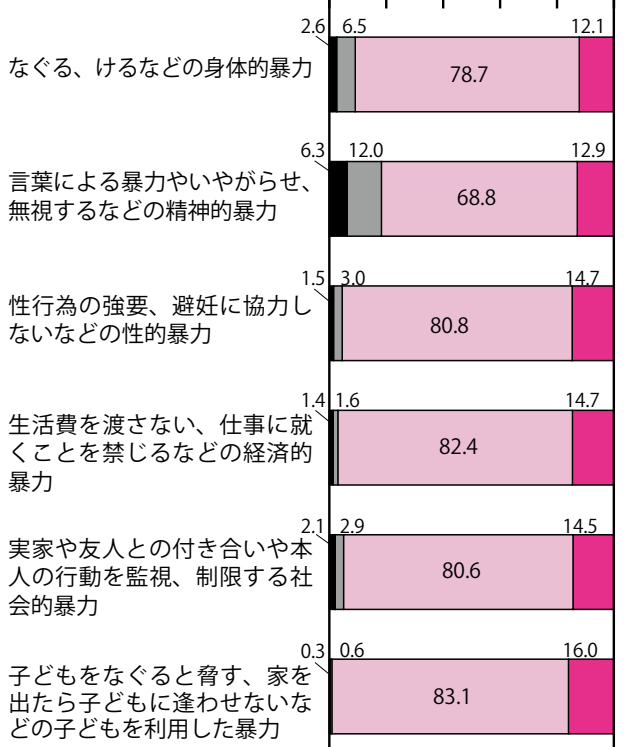
「DV(配偶者などからの暴力)について」

- ・配偶者や交際相手からの受けた暴力については、「言葉による暴力やいやがらせ、無視するなどの精神的暴力」が「あった」と答えた割合が、2割近くと比較的高い割合となっている。(図表ア)
- ・配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のために必要なことについては、「被害者や悩んでいる人に対する相談体制を充実する」や「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」などが上位に挙げられている。(図表イ)

問 あなたは、配偶者や交際相手から次あげるような暴力を受けたことがありますか。

問 あなたは、配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のために、特にどのようなことが必要だと思いますか。<上位8位>

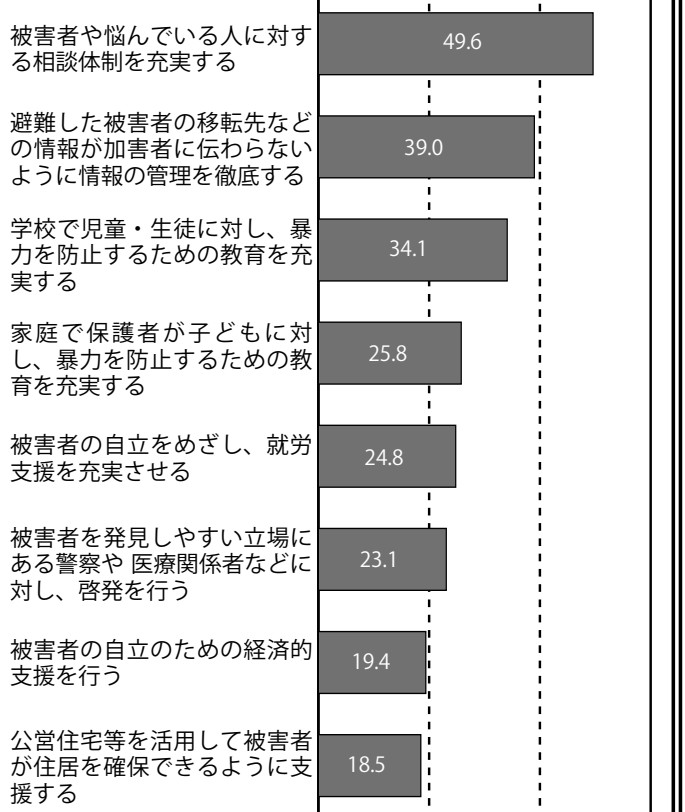
(図表ア)



全体(1,548人)

■ 何度もあった    ■ 1、2度あった  
 ■ まったくない    ■ 不明・無回答

(図表イ)



■ 全体(1,548人)

募金



善意銀行

市民のみなさんからいただいた数多くの善意の預託を、福祉施設・在宅重度心身障がい者（児）・交通遺児・小規模通所授産施設利用者等や災害にあわれた世帯に見舞い等でお渡ししています。

《10月分》	
富士原 旭様	39,250円
桜井菜の花	プロジェクト様
松村 重一様	15,000円
桜井市自動車整備協議会 青年部様	127,000円
議会	3,000円

▽預け入れ先 善意銀行  
 (社会福祉協議会内 大字桜井535・1 ☎42・2724)・社会福祉事務所  
**【社会福祉協議会】**

《無料相談コーナー》

相談	内容	日時	場所	予約	申込・問い合わせ先
中南和法律相談センター 法律相談	日常お困りの法律問題 (予約面談制) <先着6名・各30分間>	毎週火曜日 (祝日は除く) 13:00~16:00	市役所 2階 相談室	要	相談日の1週間前の火曜日の午前9時30分から電話で奈良弁護士会へ。(☎0742-22-2035) <b>【市民協働課】</b>
※火曜日以外にも他会場での相談窓口があります。詳しくは奈良弁護士会へお問い合わせください。					
無料法律相談	弁護士による法律相談 (予約面談制) <市内在住・先着7名・各25分間>	12月11日(木) 13:00~16:00	市役所 2階 相談室	要	12月1日(月)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
※無料法律相談は市内在住者で、今までに無料法律相談を受けていない人のみ利用できます。					
司法書士による法律相談	借金問題、土地建物・会社法人の登記、相続、遺言などの相談 (予約面談制) <先着5名・各40分間>	①12月12日(金) 13:00~16:20 ②12月25日(木) 13:00~16:20	市役所 2階 相談室	要	①12月2日(火)午前8時30分以降 ②12月10日(水)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
税理士による税務相談	税金についての相談 (予約面談制) <先着5名・各30分間>	12月17日(水) 13:00~16:00	市役所 2階 相談室	要	12月3日(水)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
※税理士(税理士法人)に依頼されている人は利用できません。					
行政書士による法務相談	営業許可、帰化など身分に関する事、近隣トラブルなどの相談 (予約面談制) <先着5名・各40分間>	12月26日(金) 13:00~16:20	市役所 2階 相談室	要	12月12日(金)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
消費生活相談	消費(買物・契約等)・多重債務などの相談	毎週火・木・金曜日 (祝日は除く) 10:00~16:00	市役所1階 消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係 (☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
行政相談	行政に関する相談	12月10日(水) 13:00~16:00	市役所1階 消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係 (☎42-9111内線534) <b>【市民協働課】</b>
※予約は不要ですが、当日に受付が必要ですので、市民生活係までお越しください。					
福祉の『心配ごと相談』	日常生活における様々な悩みごとや心配ごとなどの相談	毎週木曜日 10:00~15:00	福祉センター分館	不要	相談日には電話相談(☎42-6804)も行います。 <b>【社会福祉協議会】</b>
若者自立のための相談会	高校中退者・ニート・引きこもりなどの相談	12月1日~31日 (日・祝日除く) 9:00~18:00	桜井駅前南口エルト桜井2階	不要	若者サポートステーションやまと (☎44-2055) <b>【商工振興課】</b>
人権擁護委員による『悩みごと相談』	人権に関わる様々な悩みごと	12月17日(水) 13:00~16:00	市役所1階 消費生活相談室	不要	人権施策課人権係 (☎42-9111内線561) <b>【人権施策課】</b>
女性相談	女性の様々な問題や悩み(夫婦・育児・介護・ドメスティックバイオレンスなど)	12月22日(月) 面接相談 12:30~15:00 電話相談 10:00~11:30	市役所1階 消費生活相談室	要 不要	相談日の午前中までに人権施策課男女共同参画係へ。(☎42-9111内線564) ◎匿名での相談も可。 <b>【人権施策課】</b>

2015年 (平成27年)

## 成人式

- ▷日時 平成27年1月12日 (月・祝)  
〈受付〉午前9時～  
〈開会〉午前10時
- ▷場所 市民会館
- ▷対象者 平成6年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人  
なお、該当者のうち、本市に住民登録をしている人には、案内ハガキを送付します。
- ▷内容 記念行事・抽選会ほか (企画：成人式実行委員会)  
※当日は、できる限り、華美にならない服装で出席してください。
- ▷問い合わせ先 教育委員会事務局 社会教育課 (☎42 - 9111 内線608)

【社会教育課】

催し・市内



### 第55回 ランチタイムコンサート

- ▽日時 12月4日 (第1木)  
午後0時15分～0時45分
- ▽場所 市民会館ロビー
- ▽内容 中国琵琶・華麗・躍動・癒し
- ▽出演者 何歓さん (中国琵琶)
- ▽費用 無料
- ▽問い合わせ先 文化を考える桜井市民の会 (☎090 - 6751 - 5708)

【社会教育課】

### 市観光協会主催事業

#### ① 拓本教室

はじめての人でも一回の受講で美しい拓本がとれるように教えます。

- ▽日時 12月10日 (水)  
午前10時～正午
- ▽場所 市立図書館
- ▽参加費 300円
- ▽申込方法 電話、FAXまたはハガキで参加者の郵便番号・住所・氏名・電話番号・年齢・性別を記入の上、市観光協会 (〒633 - 0063 大字川合260 - 2 商工会館2階) まで。
- ▽問い合わせ先 市観光協会 (☎・FAX 42 - 7530)

#### ② 万葉ゆかりの地 味酒三輪の里を歩くハイキング

- ▽日時 12月21日 (日)  
※予約不要
- ▽集合時間・場所 午前9時45分・JR三輪駅前
- ▽費用 無料
- ▽コース (約3km) JR三輪駅  
↓大神神社↓大和の杜展望台↓三輪茶屋跡↓恵比須神社↓古い商家街並み↓三輪駅 (正午頃解散)
- ▽問い合わせ先 市観光協会 (☎・FAX 42 - 7530)

#### 桜井本町通・周辺まちづくり協議会主催 活き活き講座

- ◆五感で知る醤油の話
- ▽講師 大門真生さん (大門醤油醸造所代表)
- ▽日時 12月20日 (土)  
午後7時～9時
- ▽場所 桜井本町通り2丁目  
たまり場 (旧マエダふとん店)
- ▽申込締切日 12月13日 (土)
- ▽申込・問い合わせ先 電話で、三宅嘉彦 (大字桜井1000ヘアーモードサロンミヤケ ☎090 - 3050 - 0771) まで。

【観光まちづくり課】

### お正月のしめ縄づくり教室

- ▽日時 12月14日 (日)  
午前9時30分～正午
- ▽場所 中央公民館大会議室
- ▽講師 森川清治さん
- ▽募集人数 20人 (先着順)
- ※1人1つの申込みです。
- ▽持ち物 はさみ・ペンチ
- ▽申込・問い合わせ先 中央公民館 (☎45 - 0965)

### 平成26年度 埋蔵文化財センター企画展 「魅惑の玉」

市内で出土した玉などのアクセサリーを展示し、古代人が憧れた玉の魅力を紹介します。

- ▷期間 12月3日 (水)～平成27年4月19日 (日)
- ▷開館時間 午前9時～午後4時30分 (入館は4時まで)
- ▷入館料 一般200円、小中学生100円 (団体20名以上で一般150円、小中学生50円)
- ※市内の小・中学生は無料です。
- ▷休館日 毎週月・火曜日 (祝日の場合は開館)、祝日の翌日、12月28日～翌年1月4日

- ☆関連イベント 勾玉作り体験  
滑石などで勾玉や管玉をつくりネックレスにします。
- ▷日時 平成27年2月28日 (土)  
午後1時30分～3時30分
- ▷場所 市立埋蔵文化財センター2階多目的室
- ▷定員 20名 (先着順)
- ▷対象 小学生以上
- ▷参加費 500円 (材料費)
- ▷申込方法 往復ハガキに①住所、②参加者氏名 (小学生は学年)、③電話番号を明記の上、〒633 - 0074 大字芝58 - 2 市立埋蔵文化財センター「勾玉作り体験」係まで。折り返し参加証を送付します。【文化財課】

【中央公民館】

紙袋・新聞紙または座布団

平成26年度 市立埋蔵文化財センター文化財講座

『大和武士「西阿」ゆかりの地を訪ねて』

市内にある多くの遺跡の中には、南北朝時代に築かれた山城や平城もあり、今なおその面影を見ることができます。当時、桜井には後醍醐天皇の南朝方に尽力し、朝廷のある吉野の地を守護するための城を築いた「西阿」という大和武士がいました。西阿の本城とされる「戒重城」と「河合(川合)城」を中心に、周囲に「赤尾城」「安房城」「外鎌城」「鷓(外山)城」を、いずれも市内に築きました。今回は、市内に今なお残る西阿の築いた城跡やゆかりの地を巡ることで、古墳や寺跡とはまた違った桜井の歴史を感じてもらえる機会です。

▷日程およびコース ※5回連続講座です

	開催日	集合場所	内容
1	1/17 (土)	埋文センター (13:00～14:30)	講演『「西阿」という人』
2	2/7 (土)	桜井駅 (13:00～15:00)	桜井駅南口 - 若桜神社 - 安倍山城 (土舞台、桜井公園遺跡群)
3	2/21 (土)	JR 三輪駅 (13:00～16:00)	JR 三輪駅 - 神坐日向神社 - 志貴御縣社 - 極楽寺 - 川合八幡神社 - 戒重城
4	3/7 (土)	朝倉駅 (10:00～15:00)	朝倉駅 - 押坂山口坐神社 - 赤尾城 - 石位寺 - 外鎌山城
5	3/21 (土)	桜井駅 (10:00～15:00)	桜井駅南口 - 等弥神社 - 鳥見山城 - 宗像神社

▷講師・スタッフ 文化財協会職員、文化財課職員  
▷参加費 保険代 400 円 (※石位寺の拝観料は自己負担)  
▷定員 30 名。  
▷申込・問い合わせ先 往復ハガキで埋蔵文化財センター文化財講座係 (〒633-0074 大字芝 58-2 ☎42-6005) へ。  
※電話・FAXの申込は不可。 【文化財課】

人権展  
「ひーす・おぶ・やくらら」  
12月10日は人権デー、12月4日～10日は人権週間です。  
市内保育所・幼・小・中学校児童、生徒の作品展示と「人権のまち桜井」をテーマにふれあい写真展を行います。

▽場所 まほろばセンター2階市民ふれあいホール  
▽期間 12月3日(水)～10日(水) 【人権施策課】



第42回  
奈良県障害者作品展  
県内在住の障がいのある人の作品(絵画、写真、工芸など)を展示します。

▽日時 11月29日(土)～12月4日(木) 午前9時～午後

後5時まで(最終日は正午まで)  
※12月1日(月)は休館。  
▽場所 県文化会館展示室 A・Bおよび特別展示室(奈良市登大路町6-2) 【社会福祉課】

中学生人権作文表彰式と人権を考えるつどい

▽日時 12月7日(日) 午後0時30分～3時45分 (開場:正午)

▽場所 宇陀市文化会館(宇陀市大宇陀拾生871)  
▽内容 全国中学生人権作文コンテスト奈良県大会表彰式・「一日人権擁護委員」麻倉ケイトさんによる講演・宇陀市内中学校吹奏楽部による演奏

▽申込 不要(未就学児についても入場可)

▽主催 奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会(奈良県方法務局・奈良県人権擁護委員連合会・奈良県)

▽問い合わせ先 奈良県方法務局人権擁護課(0742-23-5457) 【人権施策課】

「福祉職 de あいフェア」  
～就職面接会～

福祉サービス分野の事業所50社以上の合同就職面接会を開催します。

▽日時 12月12日(金) 午後0時45分～4時(入退場自由)

▽場所 奈良ロイヤルホテル(奈良市法華寺町254)  
※駐車場無料、送迎バス有り。

▽対象 介護職・看護職など福祉職へ就職希望の人(新卒・既卒3年以内を含む)

▽費用 無料  
▽問い合わせ先 ハローワーク奈良福祉人材コーナー(☎0742-361601)

奈良県無料職業紹介所  
～求職登録を  
受付けています～

奈良県無料職業紹介所は、県のしごとマッチングアドバイザーが、求人企業のニーズ、求職者の経験や将来の方向性を把握するため、求人求職者双方と面談し、互いのニーズに合った紹介を行います。ご利用にあたっては登録時に面談が必要です。将来「奈良で働きたい」「地元で活躍したい」そんなあなたをお待ちしています。まずは電話で予約してください。

▽問い合わせ先 奈良県無料職業紹介所 業務時間:午前9時～午後5時(月～金)

・奈良しごとiセンター(奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階 ☎0742-23-5729)

・高田しごとiセンター(大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階 ☎0745-24-2007) 【商工振興課】





ひみこちゃん

## 記紀万葉の地を訪れる - その7 -

今回は、市民目線で「桜井のとおき」を選んだ「大和さくらい100選」の中から、桜井市出雲にある「十二柱神社」に行ってきたよ～。

「十二柱」とは、イザナギ・イザナミノミコトや天照大神など、あわせて12の神様を祀ることから付けられた名前だそうだよ。十二柱神社の境内には、桜井市出雲にゆかりのある野見宿禰のみのすくねの五輪塔が建てられているよ。『日本書紀』には、第11代垂仁天皇たひまのけさのとき、野見宿禰と当麻蹴速が天覧相撲を取って、野見宿禰が勝利したと書かれていて、力士の元祖として知られているよ。



第11代垂仁天皇が殉死の風習を改めようとした際に、野見宿禰は、「人馬などの土の人形を造ってはどうか」と提案し、出雲の国から100人の土部を呼び寄せ、今の桜井市出雲で土偶を作ったと言われているよ。これが後に埴輪となり、初瀬地域では伝統的な郷土民芸品である「出雲人形」として今に伝えられているよ。



また、この神社には第25代武烈天皇はつせなみきのみかが泊瀬列城宮を置いた場所として伝承地の碑が建てられているよ。

出雲人形は、昔から「長谷詣りまい」のおみやげとして親しまれてきたよ。大和さくらい100選においても「野見宿禰の意向を今に伝える土人形」として、選ばれているよ！



神社参道の階段を登ったところにある狛犬の台座には、相撲取りの人形があって、とっても珍しいよ。

4人で台座を支えているよ～



たまにつぶやいてるからチェックしてな～

「ひみこちゃんのページ」

<http://www.city.sakurai.lg.jp/himiko/index.html>

観光まちづくり課 (☎ 42 - 9111 内線 348)

E-mail : kanko@city.sakurai.lg.jp

twitter @himiko\_\_chan

【観光まちづくり課】



10/19

## 「土砂災害防災訓練が実施されました」

多武峰地域の7ヶ大字で構成された多武峰地区自主防災会と、市および県が連携して、大規模な土砂災害発生を想定した避難訓練が実施され、約150名が参加しました。

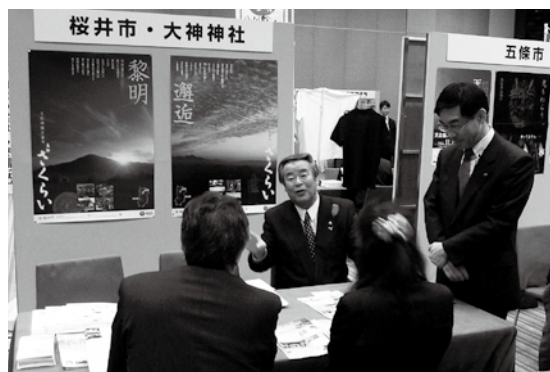
訓練は、市と地元区長との通信訓練により、市から発表される情報をもとに住民への周知方法の確認を行いました。住民は、避難準備や行動を自ら考え実践しました。また、避難訓練終了後、AEDの実技演習や土砂災害についての説明、非常食の試食なども行われました。

## 「環境フェアを開催しました」

「桜井市を美しく 住みよいまち リサイクルのまち」をテーマに、桜井市グリーンパークで第21回桜井市環境フェアを開催し、およそ4,000人の参加がありました。

会場では、式典をはじめ演奏会などが行われました。リサイクル品の展示および抽選会では、参加者から「まだ使えるものがいっぱい」という声が聞こえ、ごみ減量リサイクルなど環境問題を楽しく考える一日になりました。

10/26



10/31

## 「東京で観光プロモーション会に参加！」

東京都の六本木にあるグランドハイアット東京グランドボールルーム（ウエスト）で行われた奈良県主催の平成27年度春夏観光商品等プロモーション会に参加しました。

会場には、桜井市の他に県内市町村、大神神社や長谷寺などの寺社、奈良交通など県内民間企業等が数多く出展し、旅行会社等に対してそれぞれの団体の見どころをPRしました。関東方面からの観光客が増えるよう、松井市長も熱弁をふるいました。

## 「友好都市フランス・シャルトル市との交流」 10/31

友好都市であるフランス・シャルトル市からパトリック・ジェルデ副市長が桜井市に訪れました。表敬訪問の後、歓迎レセプションを行い、シャルトル市と本市との交流を深めました。

翌日には、長谷寺や大神神社といった市内の名所を訪問され、桜井市の魅力を体感されました。本市とシャルトル市との深い絆で、今後も交流を続けていくことを確かめました。



# 広告掲載枠

◇市民の動き◇ 平成 26 年 10 月 31 日現在（前月比）  
〈人口 59,551 人 (+33)〉〈男 28,358 人 (+15)〉〈女 31,193 人 (+18)〉〈世帯数 24,241 世帯 (+18)〉  
桜井市ホームページアドレス <http://www.city.sakurai.lg.jp>

この広報紙は、再生紙を利用しています